

ちば

千葉県屋外広告物条例及び施行規則



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

令和5年4月

千葉県

目 次

千葉県屋外広告物条例	1
千葉県屋外広告物条例施行規則	3 1
千葉県屋外広告物条例第 4 条の規定による禁止地域等の指定	5 3
千葉県屋外広告物条例第 5 条の規定による禁止物件の指定	6 0
千葉県屋外広告物条例第 6 条の規定による許可地域等の指定	6 1
千葉県屋外広告物条例第 6 条の 3 の規定による 景観保全型広告整備地区の指定及び基本方針	6 3
[参 考]	
屋外広告物法	6 7
千葉県屋外広告物条例様式集	8 3

千葉県屋外広告物条例

千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号)

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 広告物等の制限等（第3条―第17条）
- 第3章 屋外広告業（第17条の2―第17条の17）
- 第4章 審議会への諮問（第18条）
- 第5章 雑則（第18条の2―第20条の3）
- 第6章 罰則（第21条―第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物の在り方）

第2条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）は、良好な景観の形成を阻害し、及び風致を害し、並びに公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第2章 広告物等の制限等

（禁止広告物等）

第3条 何人も、次の各号のいずれかに該当する広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- （1）著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- （2）著しく破損し、又は老朽したもの
- （3）倒壊又は落下のおそれのあるもの
- （4）交通の安全を妨げるおそれのあるもの

（禁止地域等）

第4条 何人も、次の各号に掲げる地域、区域又は場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- （1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域若しくは風致地区、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条の規定による特別緑地保全地区又は生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区のうち、知事が指定する区域以外の区域

- (1) の2 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民農園の区域のうち、知事が指定する区域
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で知事が指定する地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (3) 千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第8号）第4条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及び同条例第34条第1項の規定により指定された千葉県指定史跡、千葉県指定名勝又は千葉県指定天然記念物に係る地域並びにこれらの周囲で知事が指定する地域
- (3) の2 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号の規定により保安林として指定された森林のある区域のうち、知事が指定する地域
- (4) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹林のある区域のうち、知事が指定する地域
- (5) 千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第6条第1項、第15条第1項又は第20条第1項の規定により指定された自然環境保全地域、郷土環境保全地域又は緑地環境保全区域のうち、知事が指定する地域
- (6) 高速自動車国道及び自動車専用道路で供用されているものの区域（休憩所又は給油所の存する区域で知事が指定するものを除く。）、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）で供用されているものの区域のうち知事が指定する区間にある区域並びに鉄道、軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）で使用されているものの区域のうち知事が指定する区間にある区域
- (7) 道路及び鉄道等に接続し、かつ、当該道路及び鉄道等から展望できる区域のうち、知事が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する区域
- (8) 港湾、空港及び駅前広場並びにこれらの付近の区域のうち、知事が指定する区域
- (8) の2 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園、社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第21号）第1条の規定による廃止前の都市公園等整備緊急措置法（昭和47年法律第67号）第2条第1項第3号に規定する公園又は緑地並びに社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第1号に掲げる公園又は緑地で政府関係機関又は地方公共団体の補助金、貸付金等の財政援助に係るもの及び同条第2号に掲げる公園又は緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものの区域（これらの周囲の区域のうち知事が指定する区域を含む。）
- (9) 公園、緑地、墓地、古墳及び貝塚並びにこれらの周囲の区域（前号に該当する区域を除く。）のうち、知事が指定する区域
- (9) の2 官公署、図書館、博物館、公会堂、公民館、体育館、病院及び公衆便所の建物並びにその敷地で、規則で定める基準に適合するもの
- (9) の3 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原及び山岳並びにこれらの付近の区域のうち、知事が指定する区域
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認めて指定する地域又は場所

規則（禁止地域等の官公署等の基準）

第2条 条例第4条第9号の2の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

別表第1（第2条）【禁止地域等となる官公署等】

建物の種類	基 準
官公署	一 建物が条例第6条第1項第1号に掲げる区域内に存すること。
図書館	一 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館であること。 二 建物が条例第6条第1項第1号に掲げる区域内に存すること。
博物館	一 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館であること。 二 博物館の用に供する部分の床面積の合計が200㎡以上であること。 三 建物が条例第6条第1項第1号に掲げる区域内に存すること。
公会堂、体育館及び公衆便所	一 国又は地方公共団体が設置したものであること。 二 建物が条例第6条第1項第1号に掲げる区域内に存すること。
公民館	一 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館であること。 二 建物が条例第6条第1項第1号に掲げる区域内に存すること。
病 院	一 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院であること。 二 建物が条例第6条第1項第1号に掲げる区域内に存すること。

※知事が指定しているもの（P53参照）

（禁止物件）

第5条 何人も、次の各号に掲げる物件に広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- （1）道路及び鉄道等の橋りょう、歩道橋、トンネル及び高架構造物並びに道路の分離帯
- （2）道路の石がき及びよう壁並びにこれらに類するもので知事が指定するもの
- （3）街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹
- （4）信号機、道路標識及び道路の防護さく並びにこれらに類するもので知事が指定するもの
- （5）電柱、街灯柱その他これらに類するもので、知事が指定するもの
- （6）消火栓、火災報知器、望楼及び警鐘台
- （7）郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- （8）送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔
- （8）の2 煙突並びにガスタンク及び水道タンク並びにタンクで知事が指定するもの
- （9）形像及び記念碑

2 前項第5号に掲げるもののほか、電柱又は街灯柱には、はり紙若しくははり札等（法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同じ。）を表示し、又は広告旗（同条第4項に規定する広告旗をいう。以下同じ。）若しくは立看板等（同条第4項に規定する立看板等をいう。以下同じ。）を設置してはならない。

3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

※知事が指定しているもの（P60参照）

（許可地域等）

第6条 次の各号に掲げる地域、区域又は場所（禁止地域等を除く。以下「許可地域等」という。）のうち、

次条第1項の規定により広告物活用地区として指定された区域以外の地域、区域又は場所において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域
 - (2) 第4条第6号の休憩所又は給油所の存する区域で知事が指定するもの、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）で供用されているものの区域のうち知事が指定する区間にある区域及び鉄道等で使用されているものの区域のうち知事が指定する区間にある区域（前号の区域を除く。）
 - (3) 道路及び鉄道等に接続し、かつ、当該道路及び鉄道等から展望できる地域のうち、知事が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する区域（第1号の区域を除く。）
 - (4) 港湾、空港及び駅前広場並びにこれらの付近の地域のうち、知事が指定する区域（第1号の区域を除く。）
 - (4) の2 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原及び山岳並びにこれらの付近の地域のうち、知事が指定する区域（第1号の区域を除く。）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認めて指定する地域又は場所
- 2 知事は、広告物等が次の各号に該当するときは、前項の許可をしないことができる。
- (1) 道路その他公共の用に供する場所に表示され、又は設置されるものにあつては、当該場所の機能を妨げるもの
 - (2) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
 - (3) 形状、色彩、構造、規模、材質又は表示若しくは設置の方法が、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする期間内に、次に掲げるような状態になると認められるもの
 - イ 著しく退色し、又は塗料等のはく離した状態
 - ロ 著しく破損し、又は老朽した状態
 - ハ 倒壊し、又は落下するおそれのある状態
 - (4) 他の法令に違反し、又はそのおそれのあるもの
- 3 知事は、第1項の許可を、規則で定めるところによる申請があつた日から起算して10日以内にするようにしなければならない。
- 4 知事は、第1項の許可をしない場合においては、規則で定めるところにより書面をもつて、申請者に理由を付してその旨を通知しなければならない。

※知事が指定しているもの（P 6 1 参照）

規則（許可の申請等）

第3条 条例第6条第1項、第6条の2第3項又は第8条第2項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 表示し、又は設置する箇所及びその付近の状況を知り得る1千分の1程度に縮尺した見取図
- (2) 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面
- (3) 意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す図面
- (4) 表示又は設置について、他の所有者若しくは管理者の同意又は他の法令に基づく許可、確認等を必要とするときは、それらがあつたことを証する書類

(5) 申請に係る屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）が条例第8条第1項第8号ハに掲げる広告物等である場合であつて、同号ハに掲げる広告物等を既に表示し、又は設置しているときは、当該広告物等の形状及び表示面積並びに当該広告物等と申請に係る広告物等との位置関係を明らかにした図面

2 知事は、前項の申請を許可するときは屋外広告物等表示（設置）許可書（別記第2号様式）により、申請を許可しないときは屋外広告物等表示（設置）・変更（改造）不許可通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

規則（許可の基準）

第10条 条例第9条の2第1項に規定する許可の基準のうち、各広告物等に共通する基準は、別表第4のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第6条第1項の規定による許可の基準は別表第5のとおりとし、条例第8条第2項の規定による許可の基準は別表第6のとおりとする。

（広告物活用地区）

第6条の2 知事は、市町村長の申請に基づき、許可地域等のうち広告物が活気のある街の形成に重要な役割を果たすものと認められる区域を広告物活用地区として指定することができる。

2 知事は、広告物活用地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、当該広告物活用地区における広告物等の表示及び設置に関する基本方針（以下「活用地区基本方針」という。）を定めるものとする。

3 広告物活用地区において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

4 前条第2項から第4項までの規定は、前項の許可の場合に準用する。

5 第3項の許可を受けて表示し、又は設置する広告物等については、第5条第1項の規定は、適用しない。

6 第1項の規定は、広告物活用地区の変更及び廃止について準用する。

7 知事は、広告物活用地区を変更しようとするときその他必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、活用地区基本方針を変更することができる。

規則（活用地区基本方針の策定等）

第4条 条例第6条の2第2項に規定する活用地区基本方針（以下「活用地区基本方針」という。）には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 条例第6条の2第1項の規定により指定しようとする広告物活用地区の名称
- (2) 広告物等の表示及び設置に関する方針
- (3) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項
- (4) その他必要な事項

2 知事は、条例第6条の2第7項の規定により活用地区基本方針を変更しようとするときは、当該広告物活用地区の所在する市町村長と協議するものとする。

（景観保全型広告整備地区）

第6条の3 知事は、市町村長の申請に基づき、禁止地域等及び許可地域等（広告物活用地区を除く。）のうち、良好な景観を保全するため広告物等の整備を図ることが特に必要であると認められる区域を

景観保全型広告整備地区として指定することができる。

- 2 知事は、景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、当該景観保全型広告整備地区における広告物等の表示及び設置に関する基本方針（以下「整備地区基本方針」という。）を定めるものとする。
- 3 景観保全型広告整備地区において広告物等を表示し、又は設置する者は、当該広告物等が当該整備地区基本方針に適合するよう努めなければならない。
- 4 知事は、景観保全型広告整備地区において広告物等を表示し、又は設置する者に対し、当該景観保全型広告整備地区内の良好な景観を保全するために必要な指導及び助言をすることができる。
- 5 第1項の規定は、景観保全型広告整備地区の変更及び廃止について準用する。
- 6 知事は、景観保全型広告整備地区を変更しようとするときその他必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、整備地区基本方針を変更することができる。

※知事が指定しているもの（P 6 3 参照）

規則（整備地区基本方針の策定等）

第5条 前条の規定は、**条例第6条の3第2項**に規定する整備地区基本方針について準用する。

（広告物協定地区）

第6条の4 一定の区域内の土地、建築物、工作物若しくは広告物等の所有者又はこれらを使用する権利を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、当該区域の良好な景観を主体的に形成するため、当該区域における広告物等に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結し、当該広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。

2 広告物協定においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）広告物協定の目的となる土地の区域（以下「広告物協定地区」という。）に関する事項
- （2）広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
- （3）広告物協定の有効期間に関する事項
- （4）広告物協定に違反した場合の措置に関する事項
- （5）広告物協定を締結した土地所有者等を代表する者に関する事項
- （6）広告物協定に参加し、又は広告物協定から脱退する場合の手続に関する事項
- （7）その他広告物協定の実施に関する事項

3 広告物協定を締結した土地所有者等は、第1項の認定を受けた広告物協定を変更しようとするときは、変更後の広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けなければならない。

4 知事は、第1項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定を締結した土地所有者等に対して技術的支援等を行うよう努めなければならない。

5 知事は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定地区内において広告物等を表示し、又は設置する者に対し、当該広告物協定地区内の良好な景観を形成するために必要な指導及び助言をすることができる。

6 広告物協定を締結した土地所有者等は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

（告示）

第7条 第4条から第6条まで、第6条の2第1項又は第6条の3第1項の規定による知事の指定は、

告示によらなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

- 2 知事は、活用地区基本方針又は整備地区基本方針を定め、又は変更したときは、これらを告示しなければならない。これらを廃止したときも、同様とする。
- 3 知事は、前条第1項若しくは第3項の規定による認定をしたとき、又は同条第6項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(適用除外)

第8条 第4条の規定は、次の各号のいずれかに該当する広告物等については、適用しない。

- (1) 法令に基づき表示し、又は設置する広告物等
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示し、又は設置する広告物等
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動のため表示し、又は設置する広告物等
- (4) 冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に表示し、又は設置する広告物等
- (5) 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等
- (6) 政治、労働、宗教、報道その他の営利を目的としない活動又は行事のため一時的に表示し、又は設置する広告物等
- (7) 地方公共団体が住民の利用に供するために設置する掲示板に表示する広告物
- (8) 次に掲げる広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - イ 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等
 - ロ 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物
 - ハ 自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等
 - ニ 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物
 - ホ 町内会、自治会その他の町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が表示し、又は設置する掲示板、案内図板その他これらに類する規則で定める広告物等
- (9) 人、動物、車両（鉄道車両又は自動車を除く。）、船舶等に表示し、又は設置する広告物等
- (10) 鉄道車両又は自動車に表示し、又は設置する広告物等（次号に掲げる広告物等を除く。）で、次に掲げるもの
 - イ 政治、労働、宗教、報道その他の営利を目的としない活動又は行事のため表示し、又は設置する広告物等
 - ロ 自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、規則で定める広告物等
- (11) 自動車で使用の本拠の位置（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく登録に係るものをいう。）が次に掲げる地方公共団体の区域内に存するものに、当該地方公共団体の法に基づく条例の規定に従つて表示し、又は設置する広告物等
 - イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域
 - ロ 地方自治法第252条の22第1項の中核市の区域
 - ハ 法第28条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域

ニ 他の都道府県の区域（イからハまでに掲げる区域を除く。）

(12) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める広告物等

2 前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する広告物等については、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は、適用しない。

この場合において、当該許可については、第6条第2項から第4項までの規定を準用する。

(1) 自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等

(2) 道標及び案内図板

(3) 公共的団体が公共的目的をもつて表示し、又は設置する広告物等

(4) 鉄道車両又は自動車に表示し、又は設置する広告物等

(5) 次項第3号に該当する広告物

3 第5条第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する広告物等については、適用しない。

(1) 第1項第1号、第2号並びに第8号イ及びロのいずれかに該当する広告物等

(2) 第5条第1項第8号又は第8号の2に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

(3) 前号に掲げるもののほか、第5条第1項第8号の2に掲げる物件に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

4 第5条第2項の規定は、第1項第1号から第6号まで並びに第8号イ及びロのいずれかに該当する広告物等については、適用しない。

5 第5条第3項の規定は、第1項第1号及び第2号のいずれかに該当する広告物については、適用しない。

6 第6条及び第6条の2第3項から第5項までの規定は、次の各号のいずれかに該当する広告物等については、適用しない。

(1) 第1項第1号から第7号まで及び第9号から第11号までのいずれかに該当する広告物等

(2) 第1項第8号イからホまでに掲げる広告物等で規則で定める基準に適合するもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める広告物等

7 第6条の3第3項及び第4項並びに第6条の4第5項の規定は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する広告物等については、適用しない。

規則（適用除外の広告物等の基準）

第6条 条例第8条第1項第8号及び第10号ロ並びに第3項第2号及び第3号並びに第6項第2号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

規則（適用除外の広告物等）

第7条 条例第8条第1項第8号ホの規則で定める広告物等は、同号ホに規定する団体が設置する掲示板に表示する広告物とする。

2 条例第8条第1項第10号ハの規則で定める広告物等は、次の各号に掲げる広告物とする。

(1) 専ら貨物の輸送の用に供する鉄道車両及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車に、運送の需用者の氏名、名称若しくは商標又は運送に係る商品の名称を表示する広告物等で、別表第2第7号に定める基準に適合するもの

(2) 絵画その他の具象的な図柄を表示する広告物で、営利を目的としないもの

3 条例第8条第1項第12号及び第6項第3号の規則で定める広告物等は、政治、労働、宗教、報道その他の営利を目的としない活動又は行事のために慣例上表示し、又は設置する広告物等とする。

規則（許可の基準）

- 第10条 **条例第9条の2第1項**に規定する許可の基準のうち、各広告物等に共通する基準は、**別表第4**のとおりとする。
- 2 前項に規定するもののほか、条例第6条第1項の規定による許可の基準は別表第5のとおとし、**条例第8条第2項**の規定による許可の基準は**別表第6**のとおりとする。

（許可の有効期間及び条件）

- 第9条 知事は、第6条第1項、第6条の2第3項又は前条第2項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な限度において、許可の有効期間を定め、又は条件を付することができる。
- 2 前項の許可の有効期間は、3年を超えることができない。
- 3 知事は、申請に基づき、許可を更新することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

規則（許可の有効期間）

- 第8条 **条例第9条第1項**の規定により許可の有効期間を定める場合には、**別表第3**に定める基準によるものとする。

別表第3（第8条）【許可の有効期間】

広告物等の種類		許可の有効期間の基準
はり紙、ポスター		1月以内であること。
はり札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの	1月以内であること。
	その他のはり札	1年以内であること。
立看板	木わくに紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの	1月以内であること。
	その他の立看板	1年以内であること。
アーチを利用する広告物		3年以内であること。
旗、のぼり、広告幕		1月以内であること。
アドバルーン		1月以内であること。
鉄道車両又は自動車を利用する広告物		1年以内であること。
電柱、街灯柱その他これらに類するもの（以下「電柱類」という。）を利用する広告物		1年以内であること。
広告板、広告塔		3年以内であること。

屋外広告物条例

規則（更新許可の申請）

第9条 条例第9条第3項の規定により更新の許可を受けようとする者は、許可の有効期間満了の日の2週間前までに屋外広告物等表示（設置）許可更新申請書（別記第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- （1）広告物等の写真（申請の日前2箇月以内に撮影した手札大の天然色写真で裏面に撮影年月日を記入したもの）
- （2）第3条第1項第4号に規定する書類
- （3）条例第12条の3に規定する広告物等にあつては、申請の日前2箇月以内に実施した安全点検報告書（別記第4号様式の2）

（許可の基準）

第9条の2 第6条第1項又は第8条第2項の規定による許可の基準は、規則で定める。

2 第6条の2第3項の許可の基準は、当該活用地区基本方針において定める。

規則（許可の基準）

第10条 条例第9条の2第1項に規定する許可の基準のうち、各広告物等に共通する基準は、別表第4のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第6条第1項の規定による許可の基準は別表第5のとおりとし、条例第8条第2項の規定による許可の基準は別表第6のとおりとする。

（変更等の許可）

第10条 第6条第1項、第6条の2第3項又は第8条第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

3 第6条第3項及び第4項並びに前条の規定は、第1項の規定による許可の場合に準用する。

規則（変更又は改造の許可申請）

第11条 条例第10条第1項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物等変更（改造）許可申請書（別記第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1）形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面
- （2）意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す図面

2 知事は、前項の申請を許可するときは屋外広告物等変更（改造）許可書（別記第6号様式）により、申請を許可しないときは屋外広告物等表示（設置）・変更（改造）不許可通知書により申請者に通知するものとする。

規則（軽微な変更又は改造）

第12条 条例第10条第1項及び第10条の2第3項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、広告物等の補強又は主たる内容以外の表示内容の変更とする。

(特例の許可)

第10条の2 知事は、第4条から第6条までの規定にかかわらず、良好な景観の形成又は風致の向上に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない広告物等で、特にやむを得ないと認めるものについては、千葉県屋外広告物審議会の議を経て、その表示又は設置を許可することができる。

2 第6条第3項及び第4項並びに第9条の規定は、前項の許可の場合に準用する。この場合において、第6条第3項中「10日」とあるのは、「60日」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定による許可を受けた者は、当該広告物等を変更し、又は改造してはならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造については、この限りでない。

(許可の表示)

第11条 この条例に基づく許可を受けた者は、規則で定めるところにより、広告物等に当該許可を受けた旨を表示しなければならない。

規則 (許可の表示)

第13条 条例第11条の規定による許可を受けた旨の表示は、別記第7号様式によるものとし、当該広告物等の右側下部（立体その他これに類する広告物等にあつては、その下部の適当な位置）にちよう付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、はり紙、ポスターその他これらに類するものにあつては、別記第8号様式による許可印を当該広告物等の右側下部に押印したものをもつて、前項の表示をするものとする。

(許可の取消し)

第12条 知事は、この条例に基づく許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 第9条第1項（同条第3項及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第10条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第10条第1項又は第10条の2第3項の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(管理義務)

第12条の2 広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者は、当該広告物等に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(大規模な広告物等の管理)

第12条の3 この条例に基づく許可に係る広告物等（規則で定める規模以上の広告物等に限る。）を表示し、又は設置する者は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから当該広告物等を管理する者を定め、その者にその管理を行わせなければならない。ただし、当該広告物等を表示し、又は設置する者が次の各号のいずれかに該当する者であり、かつ、当該広告物等を自ら管理する場合は、この限りでない。

屋外広告物条例

- (1) 第17条の2第1項又は第3項の規定による登録をした者
- (2) 第17条の11第1項第1号に掲げる者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、広告物等の管理に関し必要な知識を有する者として規則で定める者

規則 (大規模な広告物等の規模)

第14条 条例第12条の3の規則で定める規模は、広告物等の高さが4メートル又は1表示面積が10平方メートルとする。

規則 (大規模な広告物等を管理する者)

第15条 条例第12条の3第3号の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する1級建築士
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第3項に規定する特種電気工事資格者（電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）第2条の2第1項第1号に規定するネオン工事に係るものに限る。）

(除却義務)

第13条 広告物等を表示し、又は設置する者は、許可の有効期間が満了したとき、第12条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物等を表示し、若しくは設置する必要がなくなつたときは、遅滞なく当該広告物等を除却しなければならない。第19条第1項に規定する広告物等について同項の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

- 2 この条例に基づく許可に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

規則 (届出書等の様式)

第16条 条例第13条第2項の規定による届出は、屋外広告物等除却届出書（別記第9号様式）を提出して行わなければならない。

- 2 条例第14条の3第2項に規定する規則で定める様式は、別記第9号様式の2とする。
- 3 条例第14条の7に規定する規則で定める様式は、別記第9号様式の3とする。
- 4 条例第15条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第10号様式）によるものとする。
- 5 条例第17条第1項、第2項又は第3項の規定による届出は、屋外広告物等管理者（表示者・設置者）設置（変更・廃止）届（別記第11号様式）を提出して行わなければならない。
- 6 条例第17条第4項の規定による届出は、屋外広告物等滅失届（別記第12号様式）を提出して行わなければならない。

(措置命令)

第14条 知事は、第3条第1号から第3号まで、第4条から第6条の2まで又は前条第1項の規定に違反する広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者に対して除却その他必要な措置を命ずることができる。

- 2 知事は、第12条第1号に該当する者に対して必要な是正措置を命ずることができる。
- 3 知事は、第1項の規定による措置を命じようとする者を確知することができないときは、当該措置を自ら行うことができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上

限を定めて、これを設置する者又は管理する者はその期限までに知事に申し出るべき旨及びその期限までにその申出がないときは知事が除却する旨を告示しなければならない。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第14条の2 法第8条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時
- (3) 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第14条の3 法第8条第2項の規定による公示は、保管を始めた後遅滞なく、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、当該公示の日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物等にあつては、2日間）、広告物等が表示され、又は設置されていた場所を所管する事務所に掲示すること。
- (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等の権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を公告すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を前項第1号に規定する事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物等の価額の評価の方法)

第14条の4 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第14条の5 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により売却することができる。

2 前項に規定する広告物等の売却の手続については、規則で定める。

規則 (売却の手続)

第17条 条例第14条の5第2項に規定する広告物等の売却の手続は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

屋外広告物条例

第173条の2の規定により普通地方公共団体の財務に関し必要な事項を定める規則の例による。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第14条の6 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第8条第3項第1号の条例で定める期間 2日
- (2) 法第8条第3項第2号の条例で定める期間 3月
- (3) 法第8条第3項第3号の条例で定める期間 2週間

(広告物等を返還する場合の手続)

第14条の7 知事は、保管した広告物等(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。)を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査等)

第15条 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

規則 (届出書等の様式)

第16条 条例第13条第2項の規定による届出は、屋外広告物等除却届出書(別記第9号様式)を提出して行わなければならない。

2 条例第14条の3第2項に規定する規則で定める様式は、別記第9号様式の2とする。

3 条例第14条の7に規定する規則で定める様式は、別記第9号様式の3とする。

4 **条例第15条第2項**に規定する身分を示す証明書は、**身分証明書(別記第10号様式)**によるものとする。

5 条例第17条第1項、第2項又は第3項の規定による届出は、屋外広告物等管理者(表示者・設置者)設置(変更・廃止)届(別記第11号様式)を提出して行わなければならない。

6 条例第17条第4項の規定による届出は、屋外広告物等滅失届(別記第12号様式)を提出して行わなければならない。

(地位の承継)

第16条 広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者について変更があつた場合においては、変更後のこれらの者は、それぞれ変更前のこれらの者のこの条例に基づく地位(相続、合併又は分割による変更以外の変更の場合における第17条の2第1項又は第3項の規定による登録に係るものを除く。)を承継する。

(届出)

第17条 この条例に基づく許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、当該広告物等を管理する者を定めたときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。管理する者を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

2 この条例に基づく許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者に変更があつたときは、新たに当該広告物等を表示し、又は設置する者となつた者は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例に基づく許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

4 この条例に基づく許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者は、当該広告物等が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

規則 (届出書等の様式)

第16条 条例第13条第2項の規定による届出は、屋外広告物等除却届出書(別記第9号様式)を提出して行わなければならない。

2 条例第14条の3第2項に規定する規則で定める様式は、別記第9号様式の2とする。

3 条例第14条の7に規定する規則で定める様式は、別記第9号様式の3とする。

4 条例第15条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記第10号様式)によるものとする。

5 条例第17条第1項、第2項又は第3項の規定による届出は、屋外広告物等管理者(表示者・設置者)設置(変更・廃止)届(別記第11号様式)を提出して行わなければならない。

6 条例第17条第4項の規定による届出は、屋外広告物等滅失届(別記第12号様式)を提出して行わなければならない。

第3章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第17条の2 県の区域(千葉市、船橋市及び柏市の区域を除く。以下同じ。)内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

規則 (更新の登録の申請期限)

第18条 屋外広告業者(条例第17条の2第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下

同じ。)は、**条例第17条の2第3項**の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の30日前までに当該更新の登録の申請をしなければならない。

(登録の申請)

第17条の3 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
- (4) 未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名)
- (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者(第17条の11第1項に規定する業務主任者をいう。第17条の5第1項において同じ。)の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の申請書には、登録申請者が第17条の5第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

規則 (登録の申請)

第19条 **条例第17条の3第1項**に規定する申請書は、**屋外広告業登録申請書(別記第13号様式)**とする。

規則 (屋外広告業登録申請書の添付書類)

第20条 **条例第17条の3第2項**に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)が法人である場合にあつてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。第三号において同じ。)が**条例第17条の5第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面**
- (2) 登録申請者が選任した業務主任者が**条例第17条の11第1項各号に掲げる要件のいずれかに適合する者であることを証する書面**
- (3) 登録申請者(法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。)の略歴を記載した書面(**別記第14号様式**)
- (4) 登録申請者が法人である場合にあつては、**登記事項証明書**
- (5) 登録申請者が個人(県の区域内に住所を有しない者に限る。)である場合にあつては、**住民票の写し又はこれに代わる書面**
- (6) 登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合であつて、その法定代理人が次に掲げるときは、それぞれ次に定める書類
 - イ 個人(県の区域内に住所を有しない者に限る。)であるとき。 当該法定代理人の**住民票の写し又はこれに代わる書面**
 - ロ 法人であるとき。 当該法定代理人の**登記事項証明書**

2 知事は、前項に定めるもののほか、登録申請者に対し、次の各号に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 登録申請者が法人である場合であつて、その役員が県の区域内に住所を有しない者であるときは、当該役員の**住民票の写し又はこれに代わる書面**

- (2) 登録申請者が法人である場合であつて、その役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であり、かつ、当該役員の法定代理人が次に掲げるときは、それぞれ次に定める書類
- イ 個人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）であるとき。 当該法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面
 - ロ 法人であるとき。 当該法定代理人の登記事項証明書（当該法人の役員が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、当該法定代理人の登記事項証明書及び当該役員の住民票の写し又はこれに代わる書面）
- (3) 登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合であつて、その法定代理人が法人であり、かつ、その役員が県の区域内に住所を有しない者であるときは、当該役員の住民票の写し又はこれに代わる書面
- (4) 登録申請者が選任した業務主任者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、当該業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面

3 条例第17条の3第2項の書面及び第1項第1号に定める書面は、別記第15号様式とする。

（登録の実施）

第17条の4 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

規則（屋外広告業者登録簿）

第21条 条例第17条の4第1項に規定する屋外広告業者登録簿は、別記第16号様式とする。

（登録の拒否）

第17条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第17条の3第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第17条の15第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第17条の2第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第17条の15第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- (3) 第17条の15第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第17条の3第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

屋外広告物条例

- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

- 第17条の6 屋外広告業者は、第17条の3第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。
 - 3 第17条の3第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

規則 (変更の届出)

- 第22条 条例第17条の6第1項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を屋外広告業登録事項変更届出書（別記第17号様式）に添付しなければならない。
- (1) 条例第17条の3第1項第1号に掲げる事項の変更 屋外広告業者が法人である場合にあっては登記事項証明書、個人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）である場合にあっては住民票の写し又はこれに代わる書面
 - (2) 条例第17条の3第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書
 - (3) 条例第17条の3第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第20条第1項第1号及び第3号の書面
 - (4) 条例第17条の3第1項第4号に掲げる事項の変更 第20条第1項第1号及び第3号の書面
 - (5) 条例第17条の3第1項第5号に掲げる事項の変更 第20条第1項第2号の書面
- 2 第20条第2項の規定は、前項の変更の届出について準用する。

(登録簿の閲覧等)

- 第17条の7 知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
- 2 何人も、知事に対し、登録簿の謄本の交付を請求することができる。

規則 (屋外広告業者登録簿の謄本の交付の請求)

- 第23条 条例第17条の7第2項の規定により屋外広告業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者は、屋外広告業者登録簿謄本交付請求書（別記第18号様式）を知事に提出しなければならない。

(廃業等の届出)

- 第17条の8 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあつては、その事実を知つた日）から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 死亡した場合 その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
 - (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

- (5) 県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員
- 2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

規則 (廃業等の届出)

第24条 条例第17条の8第1項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告業廃業等届出書（別記第19号様式）を提出して行わなければならない。

(登録の抹消)

第17条の9 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき、又は第17条の15第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)

第17条の10 知事は、広告物等の表示及び設置に関し、必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

2 前項の講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

規則 (講習会)

第25条 条例第17条の10第1項に規定する講習会（以下「講習会」という。）は、次の各号に掲げる講習科目により行う。

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法
- (3) 屋外広告物の施工

- 2 講習会を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書（別記第20号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書（別記第21号様式）を交付するものとする。

規則 (受講の免除)

第26条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者が、講習会を受けようとするときは、前条第1項第3号に規定する講習科目の受講を免除することができる。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、帆布製品製造の職種又は課程について職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定試験に合格した者又は職業訓練を修了した者

- 2 前項に規定する講習科目の受講の免除を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に前各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

(業務主任者の設置)

第17条の11 屋外広告業者は、第17条の3第1項第2号の営業所ごとに、次の各号に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 法第10条第2項第3号イの試験に合格した者
- (2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者
- (3) 他の都道府県、指定都市又は中核市が、広告物等の表示及び設置に関し、必要な知識を修得させることを目的として行う講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、広告美術仕上げの職種又は課程について職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定試験に合格した者又は職業訓練を修了した者
- (5) 知事が、広告物等の表示及び設置に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認める者

2 業務主任者は、次の各号に掲げる業務の総括に関するものとする。

- (1) この条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第17条の13の帳簿に記載する事項のうち、規則で定めるものの記載に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

規則 (業務主任者の資格の認定)

第27条 条例第17条の11第1項第5号の規定により認定を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書（別記第22号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第17条の11第1項第5号の規定により認定したときは、業務主任者資格認定証（別記第23号様式）を交付するものとする。

(標識の掲示)

第17条の12 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第17条の3第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

規則 (標識の掲示)

第28条 条例第17条の12の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 営業所の名称
- (4) 業務主任者の氏名

2 条例第17条の12の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、別記第24号様式とする。

(帳簿の備付け等)

第17条の13 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第17条の3第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

規則（帳簿の記載事項等）

第29条 **条例第17条の13**の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）注文者（屋外広告業者に広告物等の表示又は設置を委託する者をいう。）の氏名又は名称及び住所
- （2）広告物等の表示又は設置の場所
- （3）表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
- （4）広告物等の表示又は設置の年月日
- （5）請負金額

2 **条例第17条の13**の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、**別記第25号様式**とする。

3 前項に規定する帳簿について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第2条第4項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- （1）作成された電磁的記録を屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法
- （2）書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

4 屋外広告業者が、前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を、直ちに明瞭な状態で、その使用に係る電子計算機の映像面に表示及び当該事項を記載した書面を作成することができる措置を講じなければならない。

5 第2項の帳簿（第3項の規定による電磁的記録を含む。以下同じ。）は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

6 屋外広告業者は、帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第17条の14 知事は、県の区域内において屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

（登録の取消し等）

第17条の15 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- （1）不正の手段により第17条の2第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- （2）第17条の5第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- （3）第17条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- （4）法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第17条の5第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第17条の16 知事は、屋外広告業者監督処分簿（以下「監督処分簿」という。）を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

規則 (屋外広告業者監督処分簿)

第30条 条例第17条の16第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の氏名又は名称、主たる営業所の所在地及び登録番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 処分の根拠となる条例の条項
- (3) 処分の原因となつた事実
- (4) その他参考となる事項

(報告及び検査)

第17条の17 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、県の区域内において屋外広告業を営む者に対して、その営業につき、必要な報告をさせ、又は当該職員をして営業所その他営業に係るのある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

規則 (身分証明書)

第31条 条例第17条の17第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記第26号様式)とする。

第4章 審議会への諮問

第18条 知事は、次の各号に掲げる場合においては、千葉県屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第4条から第6条の3までの規定による指定をし、又はこれを変更しようとするとき。
- (2) 第4条第9号の2並びに第8条第1項第8号及び第10号ロ、第3項第2号及び第3号並びに第6項第2号に規定する規則で定める基準を定め、又はこれを変更しようとするとき。
- (3) 活用地区基本方針及び整備地区基本方針を定め、又は変更しようとするとき。
- (4) 第6条の4の規定による認定をしようとするとき。
- (5) 第8条第1項第8号ホ、第10号ハ及び第12号並びに第6項第3号に規定する規則で定める広告物等を定め、又はこれを変更しようとするとき。
- (6) 第9条の2第1項に規定する許可の基準を定め、又はこれを変更しようとするとき。
- (7) 第12条の3各号列記以外の部分に規定する規則で定める規模を定め、又はこれを変更しようとするとき。

するとき。

(8) 第12条の3第3号に規定する規則で定める者を定め、又はこれを変更しようとするとき。

第5章 雑則

(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)

第18条の2 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務は、法第28条の規定により、流山市が処理することとする。

(経過措置)

第19条 第4条若しくは第5条の規定により新たに広告物等の表示若しくは設置が禁止され、又は第6条の規定により新たに広告物等の表示若しくは設置について許可を要することとなつた際現に当該禁止されることとなつた地域、区域若しくは場所若しくは物件又は当該許可を要することとなつた地域、区域若しくは場所に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該禁止され、又は許可を要することとなつた日から3年間（この条例に基づく許可を受けていたものにあつては、当該許可の有効期間）は、なお従前の例による。当該期間内にこの条例に基づく許可の申請があつた場合において当該期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までに限り、同様とする。

2 前項に定めるもののほか、この条例に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(手数料)

第20条 次の各号に掲げる者は、使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出を行つた政治団体がはり紙若しくははり札等を表示し、又は広告旗若しくは立看板等を設置するため許可を受けようとするときは、この限りでない。

- (1) この条例に基づく許可を受けようとする者
- (2) 第17条の2第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者
- (3) 第17条の7第2項の規定により登録簿の謄本の交付を請求しようとする者
- (4) 第17条の10第1項の知事の行う講習会を受講しようとする者

(適用上の注意)

第20条の2 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第20条の3 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条又は第5条の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第14条第1項の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条の2第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第17条の2第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第17条の15第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

3 第17条の11第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者は、20万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第17条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第17条の17第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(過料)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第17条の8第1項の規定による届出を怠つた者
- (2) 第17条の12の規定による標識を掲げない者
- (3) 第17条の13の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、都市計画法の施行の日から施行する。
(旧条例の廃止)
- 2 屋外広告物条例（昭和24年千葉県条例第38号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
(経過措置-許可)
- 3 この条例施行の際現に存する旧条例に基づいて許可を受けた広告物等については、当該許可の残存有効期間内に限り、なお従前の例による。
(経過措置-罰則)
- 4 この条例の施行前に旧条例に違反した者に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(使用料及び手数料条例の一部改正)
- 5 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。
別表第2中屋外広告物条例に基づくものの部を次のように改める。
(表省略)

附 則（昭和46年12月25日条例第73号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定されている都市計画区域（この条例による改正前の千葉県屋外広告物条例第6条第1項各号に掲げる地域、区域又は場所を除く。）内において広告物等を表示し、又は設置している者は、この条例の施行の日から1年間は、この条例による改正後の千葉県屋外広告物条例第6条第1項の許可を受けずに、引き続き当該広告物等を表示し、又は設置することができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までの間についても、同様とする。

附 則（昭和49年3月30日条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第14条の次に2条を加える改正規定、第16条の改正規定及び第21条の改正規定は、同年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第14条の次に2条を加える改正規定の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者については、当該改正規定の施行の日から30日間は、改正後の千葉県屋外広告物条例第14条の2の規定による届出をせずに屋外広告業を営むことができる。
(使用料及び手数料条例の一部改正)
- 3 使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）の一部を次のように改正する。
別表第2中千葉県屋外広告物条例に基づくものの部に次のように改める。
(表省略)

附 則（昭和60年12月23日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月26日条例第39号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年5月6日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

屋外広告物条例

附 則（平成7年3月10日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、同条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定に係る同法第20条第1項（同法第22条第1項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日までの間は、改正前の千葉県屋外広告物条例第4条第1号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成8年3月25日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月12日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に適法に表示されている屋外広告物又は設置されている屋外広告物を掲出する物件で、改正後の千葉県屋外広告物条例（以下「改正後の条例」という。）第4条又は第5条の規定により新たに表示又は設置が禁止されることとなったものについては、この条例の施行の日から3年間（改正前の千葉県屋外広告物条例（以下「改正前の条例」という。）に基づく許可を受けていたものについては、当該許可の有効期間）は、なお従前の例による。当該期間内に改正後の条例第8条第2項の規定による許可の申請があった場合において当該期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までに限り、同様とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定による許可を受けて表示されている屋外広告物又は設置されている屋外広告物を掲出する物件については、当該許可を受けている期間に限り、改正後の条例第12条の3の規定は、適用しない。ただし、当該許可を受けて表示されている屋外広告物又は設置されている屋外広告物を掲出する物件について、改正後の条例第10条第1項の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。

附 則（平成12年12月8日条例第77号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年2月23日条例第26号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月17日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月10日条例第67号）

この条例は、景観法（平成16年法律第110号）の施行の日から施行する。ただし、第4条第2号の改正規定は平成17年4月1日から、同条第1号の改正規定は都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年法律第109号）の施行の日から施行する。

附 則（平成１７年１２月２０日条例第１１０号）

（施行期日）

１ この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例の施行の際現に適法に表示されている屋外広告物又は設置されている屋外広告物を掲出する物件で、改正後の千葉県屋外広告物条例（以下「改正後の条例」という。）第５条第２項の規定により新たに表示又は設置が禁止されることとなったものについては、この条例の施行の日から１年間（改正前の千葉県屋外広告物条例（以下「改正前の条例」という。）に基づく許可を受けていたものについては、当該許可の有効期間）は、なお従前の例による。

３ この条例の施行の際現に改正前の条例第１４条の８第１項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から６月間（当該期間内に改正後の条例第１７条の５第１項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、改正後の条例第１７条の２第１項の登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

４ 前項の規定により引き続き屋外広告業を営むことができる場合においては、その者を改正後の条例第１７条の２第１項の登録を受けた屋外広告業者とみなして、改正後の条例第１２条の３の規定を適用する。

５ この条例の施行の際現に改正前の条例第１４条の９第１項に規定する講習会修了者等である者については、改正後の条例第１７条の１１第１項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

６ この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

７ 使用料及び手数料条例（昭和３１年千葉県条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第２千葉県屋外広告物条例（昭和４４年千葉県条例第５号）に基づくものの項中広告物許可手数料の目の次に次のように加える。

屋外広告業者登録申請手数料		一件につき	一万円
屋外広告業者更新登録申請手数料		一件につき	一万円
屋外広告業者登録簿謄本交付手数料		一通につき	四百円

（千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

８ 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成１２年千葉県条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第５５号上欄中ムを削り、ウをムとし、同欄に次のように加える。

ウ 条例第１７条の１４の規定による指導、助言及び勧告

附 則（平成２０年３月２８日条例第１０号） 抄

（施行期日）

１ この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

（経過措置）

５ 柏市の区域におけるこの条例の施行前にした行為及び前三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成２４年３月２３日条例第１０号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

屋外広告物条例

附 則（平成３０年１０月１９日条例第５２号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、第４条第１号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

千葉県屋外広告物条例施行規則

千葉県屋外広告物条例施行規則（昭和44年千葉県規則第46号）

（趣旨）

第1条 この規則は、千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（禁止地域等の官公署等の基準）

第2条 条例第4条第9号の2の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

（許可の申請等）

第3条 条例第6条第1項、第6条の2第3項又は第8条第2項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- （1）表示し、又は設置する箇所及びその付近の状況を知り得る1千分の1程度に縮尺した見取図
- （2）形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面
- （3）意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す図面
- （4）表示又は設置について、他の所有者若しくは管理者の同意又は他の法令に基づく許可、確認等を必要とするときは、それらがあつたことを証する書類
- （5）申請に係る屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）が条例第8条第1項第8号ハに掲げる広告物等である場合であつて、同号ハに掲げる広告物等を既に表示し又は設置しているときは、当該広告物等の形状及び表示面積並びに当該広告物等と申請に係る広告物等との位置関係を明らかにした図面

2 知事は、前項の申請を許可するときは屋外広告物等表示（設置）許可書（別記第2号様式）により、申請を許可しないときは屋外広告物等表示（設置）・変更（改造）不許可通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（活用地区基本方針の策定等）

第4条 条例第6条の2第2項に規定する活用地区基本方針（以下「活用地区基本方針」という。）には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）条例第6条の2第1項の規定により指定しようとする広告物活用地区の名称
- （2）広告物等の表示及び設置に関する方針
- （3）広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項
- （4）その他必要な事項

2 知事は、条例第6条の2第7項の規定により活用地区基本方針を変更しようとするときは、当該広告物活用地区の所在する市町村長と協議するものとする。

（整備地区基本方針の策定等）

第5条 前条の規定は、条例第6条の3第2項に規定する整備地区基本方針について準用する。

（適用除外の広告物等の基準）

第6条 条例第8条第1項第8号及び第10号ロ並びに第3項第2号及び第3号並びに第6項第2号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

(適用除外の広告物等)

第7条 条例第8条第1項第8号ホの規則で定める広告物等は、同号ホに規定する団体が設置する掲示板上に表示する広告物とする。

2 条例第8条第1項第10号ハの規則で定める広告物等は、次の各号に掲げる広告物等とする。

(1) 専ら貨物の輸送の用に供する鉄道車両及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車に、運送の需要者の氏名、名称若しくは商標又は運送に係る商品の名称を表示する広告物等で、別表第2第7号に定める基準に適合するもの

(2) 絵画その他の具象的な図柄を表示する広告物で、営利を目的としないもの

3 条例第8条第1項第12号及び第6項第3号の規則で定める広告物等は、政治、労働、宗教、報道その他の営利を目的としない活動又は行事のために慣例上表示し、又は設置する広告物等とする。

(許可の有効期間)

第8条 条例第9条第1項の規定により許可の有効期間を定める場合には、別表第3に定める基準によるものとする。

(更新許可の申請)

第9条 条例第9条第3項の規定により更新の許可を受けようとする者は、許可の有効期間満了の日の2週間前までに屋外広告物等表示(設置)許可更新申請書(別記第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 広告物等の写真(申請の日前2箇月以内に撮影した手札大の天然色写真で裏面に撮影年月日を記入したもの)

(2) 第3条第1項第4号に規定する書類

(3) 条例第12条の3に規定する広告物等にあつては、申請の日前2箇月以内に実施した安全点検報告書(別記第4号様式の2)

(許可の基準)

第10条 条例第9条の2第1項に規定する許可の基準のうち、各広告物等に共通する基準は、別表第4のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第6条第1項の規定による許可の基準は別表第5のとおりとし、条例第8条第2項の規定による許可の基準は別表第6のとおりとする。

(変更又は改造の許可申請)

第11条 条例第10条第1項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物等変更(改造)許可申請書(別記第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面

(2) 意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す図面

2 知事は、前項の申請を許可するときは屋外広告物等変更(改造)許可書(別記第6号様式)により、申請を許可しないときは屋外広告物等表示(設置)・変更(改造)不許可通知書により申請者に通知するものとする。

(軽微な変更又は改造)

第12条 条例第10条第1項及び第10条の2第3項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、広

告物等の補強又は主たる内容以外の表示内容の変更とする。

(許可の表示)

第13条 条例第11条の規定による許可を受けた旨の表示は、別記第7号様式によるものとし、当該広告物等の右側下部（立体その他これに類する広告物等にあつては、その下部の適当な位置）にちよう付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、はり紙、ポスターその他これらに類するものにあつては、別記第8号様式による許可印を当該広告物等の右側下部に押印したものをもつて、前項の表示をするものとする。

(大規模な広告物等の規模)

第14条 条例第12条の3の規則で定める規模は、広告物等の高さが4メートル又は1表示面積が10平方メートルとする。

(大規模な広告物等を管理する者)

第15条 条例第12条の3第3号の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する1級建築士
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第3項に規定する特種電気工事資格者（電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）第2条の2第1項第1号に規定するネオン工事に係るものに限る。）

(届出書等の様式)

第16条 条例第13条第2項の規定による届出は、屋外広告物等除却届出書（別記第9号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第14条の3第2項に規定する規則で定める様式は、別記第9号様式の2とする。

3 条例第14条の7に規定する規則で定める様式は、別記第9号様式の3とする。

4 条例第15条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第10号様式）によるものとする。

5 条例第17条第1項、第2項又は第3項の規定による届出は、屋外広告物等管理者（表示者・設置者）設置（変更・廃止）届（別記第11号様式）を提出して行わなければならない。

6 条例第17条第4項の規定による届出は、屋外広告物等滅失届（別記第12号様式）を提出して行わなければならない。

(売却の手続)

第17条 条例第14条の5第2項に規定する広告物等の売却の手続は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の3の規定により普通地方公共団体の財務に関し必要な事項を定める規則の例による。

(更新の登録の申請期限)

第18条 屋外広告業者（条例第17条の2第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）は、条例第17条の2第3項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の30日前までに当該更新の登録の申請をしなければならない。

(登録の申請)

第19条 条例第17条の3第1項に規定する申請書は、屋外広告業登録申請書（別記第13号様式）とする。

(屋外広告業登録申請書の添付書類)

第20条 条例第17条の3第2項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 屋外広告業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第3号において同じ。）が条例第17条の5第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面
 - (2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第17条の11第1項各号に掲げる要件のいずれかに適合する者であることを証する書面
 - (3) 登録申請者（法人である場合にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。）の略歴を記載した書面（別記第14号様式）
 - (4) 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
 - (5) 登録申請者が個人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）である場合にあっては、住民票の写し又はこれに代わる書面
 - (6) 登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合であつて、その法定代理人が次に掲げるときは、それぞれ次に定める書類
 - イ 個人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）であるとき。 当該法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面
 - ロ 法人であるとき。 当該法定代理人の登記事項証明書
- 2 知事は、前項に定めるもののほか、登録申請者に対し、次の各号に掲げる書類の提出を求めることができる。
- (1) 登録申請者が法人である場合であつて、その役員が県の区域内に住所を有しない者であるときは、当該役員の住民票の写し又はこれに代わる書面
 - (2) 登録申請者が法人である場合であつて、その役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であり、かつ、当該役員の法定代理人が次に掲げるときは、それぞれ次に定める書類
 - イ 個人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）であるとき。 当該法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面
 - ロ 法人であるとき。 当該法定代理人の登記事項証明書（当該法人の役員が県の区域内に住所を有しない者である場合にあっては、当該法定代理人の登記事項証明書及び当該役員の住民票の写し又はこれに代わる書面）
 - (3) 登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合であつて、その法定代理人が法人であり、かつ、その役員が県の区域内に住所を有しない者であるときは、当該役員の住民票の写し又はこれに代わる書面
 - (4) 登録申請者が選任した業務主任者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあっては、当該業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面
- 3 条例第17条の3第2項の書面及び第1項第1号に定める書面は、別記第15号様式とする。

(屋外広告業者登録簿)

第21条 条例第17条の4第1項に規定する屋外広告業者登録簿は、別記第16号様式とする。

(変更の届出)

第22条 条例第17条の6第1項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を屋外広告業登録事項変更届出書（別記第17号様式）に添付しなければならない。

- (1) 条例第17条の3第1項第1号に掲げる事項の変更 屋外広告業者が法人である場合にあっては登記事項証明書、個人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）である場合にあっては住民票の写し又はこれに代わる書面
- (2) 条例第17条の3第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）登記事項証明書
- (3) 条例第17条の3第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第20条第1項第1号及び第3号の書面
- (4) 条例第17条の3第1項第4号に掲げる事項の変更 第20条第1項第1号及び第3号の書面
- (5) 条例第17条の3第1項第5号に掲げる事項の変更 第20条第1項第2号の書面

2 第20条第2項の規定は、前項の変更の届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の謄本の交付の請求)

第23条 条例第17条の7第2項の規定により屋外広告業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者は、屋外広告業者登録簿謄本交付請求書（別記第18号様式）を知事に提出しなければならない。

(廃業等の届出)

第24条 条例第17条の8第1項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告業廃業等届出書（別記第19号様式）を提出して行わなければならない。

(講習会)

第25条 条例第17条の10第1項に規定する講習会（以下「講習会」という。）は、次の各号に掲げる講習科目により行う。

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法
- (3) 屋外広告物の施工

2 講習会を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書（別記第20号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書（別記第21号様式）を交付するものとする。

(受講の免除)

第26条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者が、講習会を受けようとするときは、前条第1項第3号に規定する講習科目の受講を免除することができる。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第

2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、帆布製品製造の職種又は課程について職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定試験に合格した者又は職業訓練を修了した者

2 前項に規定する講習科目の受講の免除を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に前各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

（業務主任者の資格の認定）

第27条 条例第17条の11第1項第5号の規定により認定を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書（別記第22号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第17条の11第1項第5号の規定により認定したときは、業務主任者資格認定証（別記第23号様式）を交付するものとする。

（標識の掲示）

第28条 条例第17条の12の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 営業所の名称
- (4) 業務主任者の氏名

2 条例第17条の12の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、別記第24号様式とする。

（帳簿の記載事項等）

第29条 条例第17条の13の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 注文者（屋外広告業者に広告物等の表示又は設置を委託する者をいう。）の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物等の表示又は設置の場所
- (3) 表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
- (4) 広告物等の表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額

2 条例第17条の13の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、別記第25号様式とする。

3 前項に規定する帳簿について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第2条第4項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- (1) 作成された電磁的記録を屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

4 屋外広告業者が、前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を、直ちに明瞭な状態で、その使用に係る電子計算機の映像面に表示及び当該事項を記載した書面を作成することができる措置を講じなければならない。

- 5 第2項の帳簿（第3項の規定による電磁的記録を含む。以下同じ。）は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 6 屋外広告業者は、帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

（屋外広告業者監督処分簿）

第30条 条例第17条の16第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）処分を受けた屋外広告業者の氏名又は名称、主たる営業所の所在地及び登録番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- （2）処分の根拠となる条例の条項
- （3）処分の原因となつた事実
- （4）その他参考となる事項

（身分証明書）

第31条 条例第17条の17第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第26号様式）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（旧規則の廃止）
- 2 千葉県屋外広告物条例施行規則（昭和24年千葉県規則第84号。以下「旧規則」という。）は廃止する。
（経過措置-許可書等）
- 3 この規則の施行の際、旧規則の規定により交付された許可書は、この規則の相当規定により交付されたものとみなす。
（経過措置-申請等）
- 4 この規則の施行の際、千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）による廃止前の千葉県屋外広告物条例（昭和24年千葉県条例第38号）又は旧規則の規定によりなされた申請その他の手続きは、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
（経過措置-用紙）
- 5 この規則の施行前に旧規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、昭和45年6月13日までは使用することができる。
（暫定措置）
- 6 昭和47年5月16日から昭和48年10月31日までの間に限り、第2条第2項中「0.1㎡」とあるのは「0.1㎡（第28回国民体育大会に係る広告物等で条例第6条第1項各号に掲げる地域、区域又は場所において表示され、又は設置されるものにあつては、0.5㎡）」とする。

附 則（昭和44年6月17日規則第47号の2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年5月16日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年5月31日規則第35号）

施行規則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条の次に2条を加える改正規定は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年2月7日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県屋外広告物条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて表示され、又は設置されている広告物等は、この規則施行の日から1年間は、改正後の規則の相当規定に基づいて表示され、又は設置されたものとみなす。ただし、許可を受けた広告物等については、当該許可の残存有効期間内に限る。
- 3 この規則の施行前に旧規則の規定に基づき調整した許可印等は、この規則の施行後も昭和53年3月31日までは使用することができる。

附 則（昭和53年4月1日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年5月23日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年5月15日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年6月5日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年6月29日規則第64号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千葉県屋外広告物条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別表第2に規定する基準に適合して表示されている屋外広告物又は設置されている屋外広告物を掲出する物件であつて、この規則による改正後の千葉県屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2第4号に規定する基準に適合しないものについては、この規則の施行の日から6月間（表示されている屋外広告物が千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号。以下「条例」という。）第5条第2項に規定する屋外広告物である場合にあっては、1月間）は、改正後の規則別表第2第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を変更し、又は改造する場合（改正後の規則第12条に規定する軽微な変更又は改造をする場合を除く。）は、この限りでない。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則別表第5に規定する基準に適合し、許可を受けて表示されている屋外広告物又は設置されている屋外広告物を掲出する物件であつて、改正後の規則別表第5に規定する基準に適合しないものについては、改正後の規則別表第5の規定にかかわらず、改正前の規則別表第5に規定する基準を条例第6条第1項の規定による許可の基準とする。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則別表第2に規定する基準に適合して表示されている屋外広告物又は設置されている屋外広告物を掲出する物件であつて、改正後の規則別表第6第1号に規定する基準に適合しないものについては、改正後の規則別表第6第1号の規定にかかわらず、改正前の規則別表第2に規定する基準を条例第8条第2項の規定による許可の基準とする。

- 5 前2項の規定は、これらの規則の規定の適用を受ける屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を変更し、又は改造する場合（改正後の規則第12条に規定する軽微な変更又は改造をする場合を除く。）は、適用しない。
- 6 附則第3項及び第4項の規定の適用を受ける屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件について条例第6条第1項又は条例第8条第2項の規定による許可をする場合の改正後の規則別表第3の規定の適用については、同表中「3年」とあるのは、「2年」とする。

附 則（平成11年12月28日規則第89号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月24日規則第29号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月5日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成14年3月29日規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年6月1日から施行する。ただし、別表第5中第9号の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて表示され、又は設置されている広告物等は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から1年間は、改正後の千葉県屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定に基づいて表示され、又は設置されたものとみなす。
- 3 改正後の規則別表第5第1号及び別表第6第1号に規定する基準は、施行日以後の許可に係る広告物等について適用し、同日前の許可に係る広告物等については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月10日規則第175号）

この規則は、屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成16年千葉県条例第67号）の施行の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第107号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年1月31日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）

施行規則

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成24年3月23日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県屋外広告物条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年2月5日規則第13号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月4日規則第76号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月31日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の千葉県屋外広告物条例施行規則別表第5第2号及び別表第6第3号に規定する基準は、この規則の施行の日以後の許可に係る広告物等について適用し、同日前の許可に係る広告物等については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月18日規則第19号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条）【禁止地域等となる官公署等】

建物の種類	基 準
官公署	一 建物が条例第6条第1項第1号に掲げる区域内に存すること。
図書館	一 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館であること。 二 建物が条例第6条第1項第1号に掲げる区域内に存すること。
博物館	一 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館であること。 二 博物館の用に供する部分の床面積の合計が200㎡以上であること。 三 建物が条例第6条第1項第1号に掲げる区域内に存すること。
公会堂、体育館及び公衆便所	一 国又は地方公共団体が設置したものであること。 二 建物が条例第6条第1項第1号に掲げる区域内に存すること。
公民館	一 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館であること。 二 建物が条例第6条第1項第1号に掲げる区域内に存すること。
病院	一 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院であること。 二 建物が条例第6条第1項第1号に掲げる区域内に存すること。

別表第2（第6条）【適用除外（許可を受けることなく表示できる）基準】

一 各広告物に共通する基準

- イ 地色に黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。以下同じ。）を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。
- ロ 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したこと等により、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。
- ハ 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障のあるものでないこと。

二 条例第8条第1項第8号イに掲げる広告物等【管理用広告物】

表示又は設置の場所	土地を管理するためのもの		物件を管理するためのもの	
	数	表示面積 (1個当たり)	数	表示面積 (1個当たり)
条例第4条に規定する禁止地域等（以下「禁止地域等」という。）	5,000㎡につき1個	2㎡以内	通常必要とする最小限の数	1㎡以内
条例第6条第1項に規定する許可地域等（以下「許可地域等」という。）	3,000㎡につき1個	3㎡以内	通常必要とする最小限の数	1㎡以内

三 条例第8条第1項第8号ロに掲げる広告物【寄贈者名を表示する広告物】

区 分	表示できる面数	1表示面積	総表示面積
表示面の投影面積が2㎡以下のもの	2面以内	表示面の投影面積の4分の1以下	0.1㎡以下
表示面の投影面積が2㎡を超えるもの	2面以内	表示面の投影面積の20分の1以下	0.5㎡以下

別表

四 条例第8条第1項第8号ハに掲げる広告物等【自家用広告物】

イ 一の事業所又は作業場当たりの広告物等の総表示面積は、禁止地域等にあつては15㎡以下、許可地域等（条例第6条の2第1項に規定する広告物活用地区（以下「広告物活用地区」という。）を除く。）にあつては20㎡以下、広告物活用地区にあつては40㎡以下であること。

ロ 次の表に定める基準に適合するものであること。

表示又は設置の場所	区 分		基 準
禁止地域等	建築物等に 表示し、又は設置する 広告物等	壁面（塀等を含む。以下同じ。）に表示し、又は設置するもの	一 総表示面積は、1壁面につきその壁面面積（開口部を含む。以下同じ。）の5分の1以下で、かつ、5㎡（軒の高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第7号に規定する軒の高さをいう。以下同じ。）が7mを超える建築物にあつては10㎡）以下であること。 二 窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。 三 壁面の端から突き出してはならない。
		壁面から突き出すもの	一 1表示面積（広告物等が円筒形、球形又はその表示面の数が5以上の場合並びに広告物等が回転する場合は、その最大投影面積をいう。以下同じ。）は、3㎡以下であること。 二 上端の高さは、軒の高さ以下であること。 三 突出幅（壁面から広告物等の端までの距離をいう。以下同じ。）は、壁面から1m以下であること。 四 表示できる個数は、1壁面につき1事業所当たり1個であること。
		屋上（屋根等を含む。以下同じ。）に表示し、又は設置するもの	一 1表示面積は、広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下で、かつ、5㎡（軒の高さが7mを超える建築物にあつては10㎡）以下であること。 二 上端の高さは、軒の高さの3分の4以下であること。 三 壁面から突き出してはならない。
	建築物等から独立した広告物等		一 1表示面積は、3㎡以下であること。 二 上端の高さは、7m以下であること。 三 表示できる個数は、1事業所当たり3個以下であること。
許可地域等	建築物等に 表示し、又は設置する 広告物等	壁面に表示し、又は設置するもの	一 総表示面積は、1壁面につきその壁面面積の5分の1以下であること。 二 窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。 三 壁面の端から突き出してはならない。
		壁面から突き出すもの	一 上端の高さは、軒の高さ以下であること。 二 突出幅は、壁面から1m以下であること。
		屋上に表示し、又は設置するもの	一 1表示面積は、広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下であること。 二 上端の高さは、軒の高さの3分の5（軒の高さの3分の5の高さが地上から10mに満たない場合にあつては、地上から10m）以下であること。 三 壁面から突き出してはならない。
	建築物等から独立した広告物等		一 1表示面積は、10㎡以下であること。 二 上端の高さは、15m以下であること。

五 条例第8条第1項第8号ニに掲げる広告物【工事現場の板塀、仮囲い】

良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものであること。

六 条例第8条第1項第8号ホに掲げる広告物等【町内会等が設置する掲示板、案内図板】

イ 表示面積は、1面につき3㎡以下であること。

ロ 上端の高さは、4m以下であること。

七 条例第8条第1項第10号ロに掲げる広告物等【自己の氏名、名称等を鉄道車両及び自動車に表示する場合】

イ 1車両の1面の表示面積は、10㎡以下であること。

ロ 1車両当たりの総表示面積は、15㎡以下であること。

八 条例第8条第3項第2号に掲げる広告物等【自己の氏名、名称等を鉄塔及びタンク等に表示する場合】

表示又は設置の場所	基 準
禁止地域等	1 表示面積が投影面積の5分の1以下で、かつ、総表示面積が20㎡以下であること。
許可地域等	1 表示面積が投影面積の5分の1以下で、かつ、総表示面積が40㎡以下であること。

九 条例第8条第3項第3号に掲げる広告物【自己の氏名、名称等以外をタンク等に表示する場合】

良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものであること。

別表第3（第8条）【許可の有効期間】

広告物等の種類		許可の有効期間の基準
はり紙、ポスター		1月以内であること。
はり札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの	1月以内であること。
	その他のはり札	1年以内であること。
立看板	木わくに紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの	1月以内であること。
	その他の立看板	1年以内であること。
アーチを利用する広告物		3年以内であること。
旗、のぼり、広告幕		1月以内であること。
アドバルーン		1月以内であること。
鉄道車両又は自動車を利用する広告物		1年以内であること。
電柱、街灯柱その他これらに類するもの（以下「電柱類」という。）を利用する広告物		1年以内であること。
広告板、広告塔		3年以内であること。

別 表

別表第4（第10条第1項）【許可の共通基準】

- 一 地色に黒色又は原色を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、又は風致を害するものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。
- 二 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は、交通の安全を妨げるものでないこと。

別表第5（第10条第2項）【許可地域等における許可基準】

- 一 建築物等に表示し、又は設置する広告物等

区 分	基 準
壁面に表示し、又は設置するもの	- 一 総表示面積は、1壁面につきその壁面面積の5分の1以下であること。 - 二 窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。 - 三 壁面の端から突き出してはならない。
壁面から突き出すもの	- 一 上端の高さは、軒の高さ以下であること。 - 二 突出幅は、壁面から1m以下であること。
屋上に表示し、又は設置するもの	- 一 1表示面積は、広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下であること。 - 二 上端の高さは、軒の高さの3分の5（軒の高さの3分の5の高さが地上から10mに満たない場合にあつては、地上から10m）以下であること。 - 三 壁面から突き出してはならない。

二 建築物等から独立した広告物等

- イ 1表示面積は、30㎡以下であること。
- ロ 上端の高さは、15m以下であること。
- ハ 広告物相互間の距離は、5m（条例第8条第1項第8号ハ又は第2項第3号に掲げる広告物等以外の広告物等で、道路の路肩から側方へ20m以内の区域において1表示面積が10㎡を超えるものにあつては50m、鉄道等から側方へ100m以内の区域において1表示面積が10㎡を超えるものにあつては100m）以上であること。
- ニ 条例第8条第1項第8号ハに掲げる広告物等以外の広告物等について、鉄道等までの距離は、100m（条例第8条第2項第3号に掲げる広告物等又は商業地域に表示し、若しくは設置する広告物等にあつては、20m）以上であること。

三 アーチ

1表示面積	総表示面積	備 考
15㎡以下	30㎡以下	国道及び県道には設置しないこと。ただし、道路管理者が支障がないと認めたもので、表示内容が公共的なもの又は一時的に設けるものについては、この限りでない。

四 電柱類を利用する広告物

区 分	広告物の大きさ	突出幅	下端の高さ	柱1本当たりの表示面の数	表示できる個数
袖付広告	縦 1. 25m以下 横 0. 45m以下	電柱類から1m以下			1個
塗装広告又は巻立広告	縦 1. 8m以下 横 0. 5m以下		地上から1. 3m以上	2面以下。ただし、塗装広告と巻立広告を同時に表示できない。	

消火栓標識利用広告	1 表示面積 0.32 m ² 以下	支柱から 0.8 m以下		2 面以下	1 個
-----------	-------------------------------	--------------	--	-------	-----

五 アドバルーン

気球の直径	広告幕の幅	広告幕の長さ	地表面に対する傾斜角度
3 m以下	1.5 m以下	1.5 m以下	45 度以上

六 広告幕

イ 幅が 1.5 m以下、長さが 1.5 m以下（旗、のぼり及び横断幕にあつては、幅が 1.2 m以下、長さが 1.0 m以下）であること。

ロ 非常用の進入口又は避難器具が設置された窓その他の開口部（建築基準法施行令第 126 条の 6 第 2 号に規定する窓その他の開口部を含む。）をふさいで表示し、又は設置しないこと。

七 立看板

1 表示面積は、2 m²以下であること。

八 はり紙及びはり札（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取りつけられているものに限る。）表示面積は、はり紙にあつては 1 m²以下、はり札にあつては 0.5 m²以下であること。

九 鉄道車両及び自動車を利用する広告物等

区 分	基 準
鉄道車両又は自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）別表第 2 に掲げる人の運送の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車を利用する広告物等【バス】	一 1 車体当たりの総表示面積が、車体の表面積（底部の面積を除く。）の 10 分の 3 以下であること。ただし、条例第 8 条第 1 項第 10 号ロに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する広告物等にあつては、この限りでない。 二 前部又は窓その他のガラス部分には表示しないこと。ただし、条例第 8 条第 1 項第 10 号ロに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する広告物等を前部に表示し、又は設置する場合にあつては、この限りでない。
自動車（自動車登録規則別表第 2 に掲げる人の運送の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車及び広告宣伝自動車を除く。）を利用する広告物等	一 1 側面における総表示面積が 1.8 m²以下で、かつ、後面における総表示面積が 0.6 m²以下であること。ただし、条例第 8 条第 1 項第 10 号ロに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する広告物等にあつては、この限りでない。 二 前部又は上部には表示しないこと。ただし、条例第 8 条第 1 項第 10 号ロに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する広告物等にあつては、この限りでない。

別表

別表第6（第10条第2項）【適用除外（禁止地域等において許可を要する場合）の許可基準】

一 条例第8条第2項第1号に掲げる広告物等

イ 一の事業所又は作業場当たりの広告物等の総表示面積は、30㎡（条例第4条第9号の2に規定する博物館及び病院で、別表第1に定める基準に適合するものにあつては、50㎡）以下であること。

ロ 次の表に定める基準に適合するものであること。

区 分		基 準
建築物等に表示し、又は設置するもの 広告物等	壁面に表示し、又は設置するもの	一 総表示面積は、1壁面につきその壁面面積の5分の1以下で、かつ、5㎡（軒の高さが7mを超える建築物にあつては、10㎡）以下であること。 二 窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。 三 壁面の端から突き出してはならない。
	壁面から突き出すもの	一 1表示面積は、3㎡以下であること。 二 上端の高さは、軒の高さ以下であること。 三 突出幅は、壁面から1m以下であること。 四 表示できる個数は、1壁面につき1事業所当たり1個であること。
	屋上に表示し、又は設置するもの	一 1表示面積は、広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下で、かつ、5㎡（軒の高さが7mを超える建築物にあつては、10㎡）以下であること。 二 上端の高さは、軒の高さの3分の4以下であること。 三 壁面から突き出してはならない
建築物等から独立した広告物等		一 1表示面積は、3㎡以下であること。 二 上端の高さは、7m以下であること。 三 表示できる個数は、1事業所当たり3個以下であること。

二 条例第8条第2項第2号に掲げる広告物等

イ 道標

区 分	1表示面積	総表示面積	上端の高さ	表示又は設置の場所	表示又は設置できる個数	備考
一の建物、施設等への案内を示したもの	2㎡以下	4㎡以下	3m以下	当該一の建物、施設等の所在する市町村と同一の市町村又は当該市町村に隣接する市町村の区域内	一の市町村の区域内において、一の道路の路線につき2個	
2以上の建物、施設等への案内を示したもの	10㎡以下	20㎡以下	5m以下	当該2以上の建物、施設等の所在する市町村と同一の市町村又は当該市町村に隣接する市町村の区域内	一の市町村の区域内において、一の道路の路線につき2個	当該2以上の建物、施設等の全部が二の市町村の区域内に所在し、かつ、当該二の市町村が互いに隣接していなければならない。
電柱類を利用するもの						別表第5第4号に定める基準に適合するものであること。

ロ 案内図板

1 表示面積	上端の高さ	備 考
5 m ² 以下（寄贈者名等を表示する部分を含む。）	5 m以下	寄贈者名等を表示する場合にあつては、当該寄贈者名等が別表第2第3号に定める基準に適合するものであること。

三 条例第8条第2項第3号に掲げる広告物等
別表第5に定める基準に適合するものであること。

四 条例第8条第2項第4号に掲げる広告物等
別表第5第9号に定める基準に適合するものであること。

五 条例第8条第2項第5号に掲げる広告物
良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものであること。

屋外広告物条例

第4条の規定による禁止地域等の指定

第5条の規定による禁止物件の指定

第6条の規定による許可地域等の指定

第6条の3の規定による
景観保全型広告整備地区の指定及び基本方針

千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定

【 】は告示の年及び告示番号

(第6号及び第7号によるもの)

- 1 一般国道127号線のうち館山市船形字野房1416番地先(市境)から同市船形字堂之下1332番地先までの区間の路面並びにその山側50メートル以内の区域及び海岸線までの区域【S44・428】
- 2 一般国道51号線のうち印旛郡酒々井町伊篠向山84番地先から同町大日112番地先までの区間の路面及びその両側300メートル以内の区域【S44・428】
- 3 一般国道410号線のうち南房総市千倉町北朝夷字市場196番の1(川尻川)地先から同市千倉町瀬戸字矢原3179番(瀬戸川)地先までの区間及び一般県道和田丸山線(南房総市和田町海発字取手原1605番7地先から同市白子字仲原1936番2地先まで)の全区間の路面並びにその山側50メートル以内の区域及び海岸側の自然公園境又は海岸線までの区域【S44・428】
- 4 主要地方道飯岡一宮線のうち旭市三川5717番地先から同市横根1353番地先までの区間の路面及びその南側海岸線までの区域【S44・428】
- 5 一般国道464号線のうち境田交差点から甚兵衛大橋までの区間の路面及びその北側自然公園境までの区域【S44・428】
- 6 一般県道天津小湊夷隅線のうち鴨川市内浦字関ヶ谷3210番の2地先から同市内浦字猿戸2997番地先までの区間の路面及びその両側100メートル以内の区域【S44・428】
- 7 夷隅郡御宿町道1-1号線のうち同町浜2165番地先から同町道1-2号線との交差点まで及び同町道1-2号線のうち同町道1-1号線との交差点から同町岩和田945番の5地先までの区間の路面及びその海側自然公園境又は海岸線までの区域【S44・428】
- 8 東日本旅客鉄道株式会社内房線のうち富津市湊地先悪波踏切(蘇我駅起点54.377キロメートル)から同市浜金谷駅(同64.000キロメートル)までの区間、安房郡鋸南町字吉浜地先(同68.440キロメートル)から同町字大六地先(同70.100キロメートル)までの区間及び南房総市岩井川鉄橋(同74.240キロメートル)から同市小湊地先(同75.430キロメートル)までの区間の鉄道敷並びにその区間の鉄道から展望できる海岸線までの区域(ただし、自然公園区域を除く。) 【S44・428】
- 9 東日本旅客鉄道株式会社内房線のうち南房総市三原川鉄道橋(蘇我駅起点104.019キロメートル)から同市和田町真浦地内鉄道橋(同105.434キロメートル)までの区間及び同市和田浦駅北方(同106.870キロメートル)から鴨川市太海駅南方(同115.646キロメートル)の区間(江見駅構内を除く。)の鉄道敷並びにその区間の鉄道から展望できる山側500メートル以内及び海岸線までの区域(ただし、自然公園区域を除く。) 【S44・428】
- 10 京成電鉄成田線のうち佐倉市京成臼井駅(上野駅起点46.200キロメートル)から同市田町京成臼井第8号踏切(同50.198キロメートル)までの区間及び佐倉市京成大佐倉駅(同53.000キロメートル)から印旛郡酒々井町大崎京成酒々井第4号踏切(同55.699キロメートル)までの区間の鉄道敷並びにその区間の鉄道から印旛沼を展望できる区域(ただし、自然公園区域を除く。) 【S44・428】

- 1 1 九十九里有料道路（起点長生郡一宮町大字新地甲字砂畑三 2 4 6 5 番地終点山武郡九十九里町大字片貝東浜 6 9 2 8 番地の 1 4 4）の全区間の路面並びにその道路から展望できる陸側 1 0 0 メートル以内及び海岸線までの区域【S 4 7・9 0 2】
- 1 2 千葉県道高速湾岸線の全区間及び一般国道 3 5 7 号の県内全区間の路面並びにそれらの両側 1 0 0 メートル以内の区域で道路から展望できる区域（千葉市及び船橋市の区域を除く。）【S 6 1・3 1 7】
- 1 3 一般国道 2 9 5 号のうち成田インターチェンジ以西の区間の路面及びその両側 1 0 0 メートル以内の区域で道路から展望できる区域【S 6 1・3 1 7】
- 1 4 一般国道 2 9 5 号のうち成田インターチェンジ以東の区間の路面及びその両側の路端から側方へ 5 0 0 メートル以内の区域で道路から展望できる区域【S 6 3・2 9 8】
- 1 5 千葉外房有料道路の全区間の路面及びその両側の路端から側方へ 1 0 0 メートル以内の区域で道路から展望できる区域（千葉市の区域を除く。）【S 6 3・2 9 8】
- 1 6 主要地方道大栄栗源干潟線のうち成田市所字向台 9 3 2 番 3 地先から香取市大角字かにはら 1 6 4 9 番 1 地先までの区間（平成 3 0 年 4 月 2 0 日において東総有料道路であつた区間に限る。）の路面及びその両側の路端から側方へ 1 0 0 メートル以内の区域で道路から展望できる区域【S 6 3・2 9 8】
- 1 7 一般国道 1 2 8 号線のうち勝浦市串浜字上敷 2 0 1 0 番 4 から勝浦市部原字猪ノ代 1 0 2 0 番 4 までの区間（平成 2 0 年 4 月 4 日において勝浦有料道路であつた区間に限る。）の路面及びその両側の路端から側方へ 1 0 0 メートル以内の区域で道路から展望できる区域【S 6 3・2 9 8】
- 1 8 一般県道愛宕山公園線（銚子市天王台 9 8 9 9 番 2 地先から銚子市三崎町 2 丁目 2 6 0 9 番 1 地先まで）の全区間の路面及びその両側の路端から側方へ 1 0 0 メートル以内の区域で道路から展望できる区域【S 6 3・2 9 8】
- 1 9 主要地方道松戸野田線のうち野田市今上字新道下 9 4 3 番 1 から野田市上花輪字鹿島下 2 2 2 番 2 までの区間の路面及びその両側の路端から側方へ 1 0 0 メートル以内の区域で道路から展望できる区域【S 6 3・2 9 8】
- 2 0 一般県道松戸三郷線のうち松戸市古ヶ崎字水神前 1 4 7 番から埼玉県境までの区間の路面及びその両側の路端から側方へ 1 0 0 メートル以内の区域で道路から展望できる区域【S 6 3・2 9 8】
- 2 1 一般県道南安房公園線のうち館山市波左間字稻荷前 5 4 8 番の 2 地先から館山市坂田字油入 6 0 2 番の 1 地先までの区間及び館山市伊戸字城腰 1 5 8 0 番の 4 から館山市大神宮字大坪 1 5 9 番の 1 までの区間の路面並びにそれらの両側の路端から側方へ 1 0 0 メートル以内の区域で道路から展望できる区域【S 6 3・2 9 8】
- 2 2 一般国道 4 6 5 号のうち君津市西栗倉字湯の上 1 2 0 番地先から主要地方道君津鴨川線との交差点までの区間及び主要地方道君津鴨川線のうち一般国道 4 6 5 号との交差点から君津市笹字片倉 1 6 7 7 番の 2 地先までの区間（平成 3 1 年 4 月 2 0 日において房総スカイライン有料道路であつた区間に限る。）の路面及びその両側の路端から側方へ 1 0 0 メートル以内の区域で道路から展望できる区域【S 6 3・2 9 8】
- 2 3 一般県道岩井関宿野田線のうち野田市木間ヶ瀬字谷中 2 7 0 2 番の 1 地先から茨城県境までの区間の路面及びその両側の路端から側方へ 1 0 0 メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H 2・5 3 4】

- 24 主要地方道成田安食線のうち成田市土屋字烏川地先の東日本旅客鉄道株式会社成田線と交差する部分から印旛郡栄町竜角寺台1丁目6番1地先までの区間の路面及びその両側の路端から側方へ100メートルの区域で道路から展望できる区域【H6・553】
- 25 平成6年千葉県告示第989号に定める木更津都市計画道路第三中学校前通り線のうち、木更津北インターチェンジ以東の路面及びその両側の路端から側方へ50メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H7・478】
- 26 平成6年千葉県告示第990号に定める袖ヶ浦都市計画道路大鳥居下宮田線の路面及びその両側の路端から側方へ50メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H7・478】
- 27 平成2年千葉県告示第642号に定める木更津都市計画道路草敷矢那線のうち、平成2年千葉県告示第645号に定める上総新研究開発土地区画整理事業の区域を除く路面及びその両側の路端から側方へ50メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H7・478】
- 28 小櫃川地区広域営農団地農道のうち、袖ヶ浦市神納2丁目32番地から袖ヶ浦市横田字上大坪462番の3までの区間の路面及びその両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H7・478】
- 29 千葉東金道路のうち、松尾横芝インターチェンジから東金インターチェンジまでの区間の路面及びその両側の路端から側方へ100メートルの区域で道路から展望できる区域【H10・377】
- 30 東金九十九里有料道路（東金市台方字弥勒前387番55地先から山武郡九十九里町真亀字南浜芝4825番3地先まで）の全区間の路面及びその両側の路端から側方へ100メートルの区域で道路から展望できる区域【H10・377】
- 31 高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線のうち、木更津南ジャンクションから君津インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域並びに県道君津鴨川線のうち、君津市三直字沖田806番1地先から862番2地先までの区間で、次の図に示す区域の路面及びその路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域（「次の図」は、省略し、その関係図面を千葉県都市部公園緑地課及び君津市建築指導課に備え置いて縦覧に供する。）【H16・410】
- 32 高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線のうち、富津中央インターチェンジから富津竹岡インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域並びに一般国道127号のうち、富津市鶴岡字清水548番1地先から550番3地先までの区間で、次の図に示す区域の路面及びその路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域（「次の図」は、省略し、その関係図面を千葉県県土整備部公園緑地課及び富津市建設部街づくり課に備え置いて縦覧に供する。）【H17・324】
- 33 小櫃川地区広域営農団地農道のうち、袖ヶ浦市横田字上田370番地1から戸国飛地字西新田380番地5までの区間の路面及びその両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H19・425】

（第7号によるもの）

- 1 一般国道126号のうち東金市大字山田字ヲタ344番の1から東金市と千葉市の境界までの有料区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域【S54・391】
- 2 高速自動車国道東関東自動車道水戸線のうち高谷ジャンクションから習志野市と千葉市の境界までの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域（船橋市の区域を除く。）【S61・317】
- 3 京葉道路（一般国道14号及び16号）のうち都県境から習志野市と千葉市の境界までの区間の両側の路端から側方へ

- 100メートル以内の区域で道路から展望できる区域（船橋市の区域を除く。）【S61・317】
- 4 高速自動車国道東関東自動車道水戸線のうち千葉市と四街道市の境界から茨城県境までの区間及び高速自動車国道新東京国際空港線の全区間の両側の路端から側方へ500メートル以内の区域で道路から展望できる区域【S63・298】
- 5 高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線のうち、千葉市と市原市の境界から姉崎・袖ヶ浦インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H7・524】
- 6 高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線のうち、姉崎袖ヶ浦インターチェンジから木更津南インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H7・693】
- 7 東京湾横断道路（東京湾アクアライン）のうち、木更津人工島（海ほたる）から木更津金田インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ100メートルの区域で道路から展望できる区域【H10・377】
- 8 東京湾横断道路連絡道（有料道路の部分に限る。）の全区間の両側の路端から側方へ100メートルの区域で道路から展望できる区域【H10・377】
- 9 富津館山道路のうち、富津竹岡インターチェンジから鋸南富山インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ100メートルの区域で道路から展望できる区域【H11・390】
- 10 富津館山道路のうち、鋸南富山インターチェンジから富浦インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H16・556】
- 11 首都圏中央連絡自動車道のうち、木更津ジャンクションから木更津東インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H19・425】
- 12 銚子連絡道路のうち、松尾横芝インターチェンジから横芝光インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H19・425】
- 13 高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線のうち、君津インターチェンジから富津中央インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H19・758】
- 14 首都圏中央連絡自動車道のうち、東金ジャンクションから木更津東インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域（千葉市の区域を除く。）【H25・212】
- 15 首都圏中央連絡自動車道のうち、茨城県境から神崎インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H26・159】
- 16 高速自動車国道東関東自動車道水戸線のうち、都県境から高谷ジャンクションまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H30・199】

(第8号の2によるもの)

- 1 昭和56年千葉県告示第343号に定める千葉県立印旛沼公園の周囲50メートル以内の区域【S63・298】
- 2 昭和41年千葉県告示第105号及び昭和48年千葉県告示第792号に定める千葉県立富津公園の周囲50メートル以内の区域【S63・298】
- 3 昭和50年千葉県告示第579号、昭和51年千葉県告示第739号、昭和52年千葉県告示第314号、昭和53年千葉県告示第423号、昭和53年千葉県告示第530号、昭和54年千葉県告示第503号、昭和55年千葉県告示第583号、昭和58年千葉県告示第266号、昭和59年千葉県告示第358号、昭和60年千葉県告示第185号及び昭和60年千葉県告示第695号に定める千葉県立蓮沼海浜公園の供用区域の周囲50メートル以内の区域【S63・298】
- 4 昭和51年市原市公告第30号に定める市原緑地運動公園の供用区域の周囲50メートル以内の区域【S63・298】
- 5 昭和55年君津市公告第38号及び昭和56年君津市公告第28号に定める君津緩衝緑地の供用区域の周囲50メートル以内の区域（ただし、主要地方道木更津富津湊線及び一般国道16号の北側の区域を除く。）【S63・298】
- 6 昭和62年習志野市公告第17号に定める習志野緑地の供用区域の周囲50メートル以内の区域【S63・298】
- 7 昭和59年千葉県告示第1040号、昭和61年千葉県告示第580号及び昭和63年千葉県告示第777号に定める千葉県立館山運動公園の供用区域の周囲50メートル以内の区域【H2・20】
- 8 昭和51年館山市告示第28号及び昭和63年館山市告示第96号に定める城山公園の供用区域の周囲50メートル以内の区域【H2・20】
- 9 昭和55年7月15日佐倉市公告（佐倉市公園の開設）、昭和56年3月26日佐倉市公告（佐倉市公園の開設）及び昭和57年5月17日佐倉市公告（佐倉市公園の開設）に定める岩名運動公園の供用区域の周囲50メートル以内の区域【H2・20】
- 10 昭和57年旭市告示第58号に定める袋公園の供用区域の周囲50メートル以内の区域【H2・20】
- 11 我孫子市都市公園条例（昭和37年我孫子市条例第10号）に基づく五本松公園の供用区域の周囲50メートル以内の区域【H2・20】
- 12 昭和56年印旛村告示第28号に定める印旛村中央公園の供用区域の周囲50メートル以内の区域【H2・20】
- 13 昭和63年印西町公告第3号及び平成元年印西町公告第10号に定める松山下公園の供用区域の周囲50メートル以内の区域【H2・20】
- 14 昭和61年富津市公告第7号、昭和62年富津市公告第6号及び昭和63年富津市公告第14号に定める富津緩衝緑地の供用区域の周囲50メートル以内の区域【H2・20】
- 15 昭和59年千葉県告示第101号に定める印旛村西部地区公園に附帯する駐車場の区域で次の図に示す区域及びその周囲50メートル以内の区域（「次の図」は、省略し、その関係図面を千葉県県土整備部公園緑地課及び印旛郡印旛村役場に備え置いて縦覧に供する。）【H6・553】

(第9号によるもの)

- 1 昭和60年千葉県告示第12号に定める千葉県立印旛手賀自然公園特別地域(柏市の区域を除く。)**【S63・298】**
- 2 市川市霊園の設置及び管理に関する条例(昭和39年市川市条例第33号)に基づく市川市霊園の昭和63年3月31日現在における供用区域及びその周囲50メートル以内の区域**【S63・298】**
- 3 船橋市霊園条例(昭和39年船橋市条例第23号)に基づく船橋市馬込霊園の昭和63年3月31日現在における供用区域の周囲50メートル以内の区域(船橋市の区域を除く。)**【S63・298】**
- 4 東京都霊園条例(昭和27年東京都条例第18号)に基づく東京都八柱霊園及びその周囲50メートル以内の区域**【S63・298】**
- 5 成田市霊園の設置及び管理に関する条例(昭和51年成田市条例第44号)に基づくいずみ聖地公園の昭和63年3月31日現在における供用区域及びその周囲50メートル以内の区域**【S63・298】**
- 6 市原市墓園の設置等に関する条例(昭和44年市原市条例第30号)に基づく市原市海保墓園の昭和63年3月31日現在における供用区域及びその周囲50メートル以内の区域**【S63・298】**
- 7 市原市墓園の設置等に関する条例(昭和44年市原市条例第30号)に基づく市原市能満墓園及びその周囲50メートル以内の区域**【S63・298】**
- 8 一宮町宮の森霊園の設置及び管理に関する条例(昭和61年一宮町条例第20号)に基づく一宮町宮の森霊園及びその周囲50メートル以内の区域**【S63・298】**
- 9 芝山町公園の設置及び管理に関する条例(平成30年芝山町条例第5号)に基づく芝山公園の供用区域及びその周囲50メートル以内の区域**【H2・20】**
- 10 昭和56年千葉県告示第35号に定める21世紀の森と広場の供用区域及びその周囲800メートル以内の区域のうち次の図に示す区域
(「次の図」は、省略し、その関係図面を千葉県庁及び松戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)**【H4・449】**

(第10号によるもの)

- 1 新東京国際空港及びその航空保安施設の用地に係る区域の周囲500メートル以内の区域**【S63・298】**
- 2 昭和56年千葉県告示第277号に定める平田緑地保全地区の周囲100メートル以内の区域(ただし、一般国道14号の南側の区域を除く。)**【S63・298】**
- 3 昭和56年千葉県告示第277号に定める子の神緑地保全地区の周囲100メートル以内の区域**【S63・298】**
- 4 昭和56年千葉県告示第277号に定める宮久保緑地保全地区の周囲100メートル以内の区域**【S63・298】**
- 5 昭和57年千葉県告示第640号に定める船戸緑地保全地区の周囲100メートル以内の区域**【S63・298】**
- 6 昭和59年千葉県告示第813号に定める鐺木緑地保全地区の周囲100メートル以内の区域**【S63・298】**

- 7 昭和45年千葉県告示第608号に定める行徳近郊緑地保全区域特別保全地区の周囲100メートル以内の区域【S63・298】
- 8 東金市大字大豆谷字大宮並びに大字松之郷字南岩川、北岩川及び坂上の全部の区域並びに大字東金字谷、山王台、平台、馬場及び新宿、大字台方字花輪、羽黒及び大門、大字大豆谷字丸山、泉谷、小布井戸及び峯上並びに大字松之郷字衆下、上谿久保及び岩川の各一部の区域で次の図に示す区域
(「次の図」は、省略し、その関係図面を千葉県庁及び東金市役所に備え置いて縦覧に供する。)【H4・449】
- 9 成田高速鉄道アクセス線のうち印旛郡印旛村松虫若萩トンネル先(印旛日本医大駅起点0.630キロメートル)から終点(同10.665キロメートル)までの区間及び成田空港高速鉄道線のうち起点から成田市取香取香トンネル手前(土屋起点6.339キロメートル)までの区間の鉄道敷並びにその区間の鉄道から展望できる500メートル以内の区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域を除く。)【H21・858】
- 10 首都圏中央連絡自動車道のうち、神崎インターチェンジから大栄ジャンクションまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H27・157】

千葉県屋外広告物条例第5条の規定による禁止物件の指定

【 】は告示の年及び告示番号

(第1項第4号によるもの)

- 1 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第4号に規定する道路情報管理施設【H8・648】
- 2 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3第3号に規定する車両の運転者の視線を誘導するための施設及び同条第4号に規定する他の車両又は歩行者を確認するための鏡【H8・648】
- 3 国又は地方公共団体が公共的目的をもって、官公署、博物館、図書館、公園その他の施設に案内するために設置した標識【H8・648】

(第1項第5号によるもの)

- 1 交通信号機及び道路標識を添架してある電柱、電話柱及び街灯柱【S44・429】

千葉県屋外広告物条例第6条の規定による許可地域等の指定

【 】は告示の年及び告示番号

(第1項第2号及び第3号によるもの)

- 1 一般国道6号線のうち千葉県内の区間の路面及びその両側50メートル以内の区域(柏市の区域を除く。)
【S44・430】
- 2 一般国道14号線のうち千葉県内の区間の路面及びその両側50メートル以内の区域(千葉市及び船橋市の区域を除く。)
【S44・430】
- 3 一般国道16号線のうち千葉県内の区間の路面及びその両側50メートル以内の区域(千葉市、船橋市及び柏市の区域を除く。)
【S44・430】
- 4 一般国道51号線のうち千葉県内の区間の路面及びその両側50メートル以内の区域(千葉市の区域を除く。)
【S44・430】
- 5 一般国道126号線の全区間の路面及びその両側50メートル以内の区域(千葉市の区域を除く。)
【S44・430】
- 6 一般国道127号線の全区間の路面及びその両側50メートル以内の区域
【S44・430】
- 7 一般国道128号線の全区間の路面及びその両側50メートル以内の区域
【S44・430】
- 8 一般国道296号線の全区間の路面及びその両側50メートル以内の区域(船橋市の区域を除く。)
【S44・430】
- 9 一般国道297号線の全区間の路面及びその両側50メートル以内の区域
【S44・430】
- 10 一般国道410号線のうち君津郡袖ヶ浦町野里字平野台1428番の1地先から君津市大戸見字城ノ作2974番の1地先までの区間及び主要地方道千葉鴨川線の全区間の路面並びにその両側50メートル以内の区域
【S44・430】

[ただし、上記1～10に掲げる区域のうち自然公園区域にあるものを除く。]

- 11 一般国道410号線のうち南房総市千倉町白間津字儘1690番2地先から千倉町白子字1丁目661番2地先までの区間の路面及びその両側の路端から側方へ50メートル以内の区域で道路から展望できる区域(ただし禁止地域を除く。)
【S63・299】
- 12 一般県道館山千倉線のうち南房総市千倉町宇田字滝ノ沢259番地先から千倉町北朝夷字市場196番3地先までの区間の路面及びその両側の路端から側方へ50メートル以内の区域で道路から展望できる区域
【S63・299】
- 13 一般県道千倉停車場線の全区間の路面及びその両側の路端から側方へ50メートル以内の区域で道路から展望できる区域
【S63・299】
- 14 一般国道410号線のうち南房総市千倉町白間津字儘1690番地2地先から白浜町根本字大台1432番地1地先までの区間の路面及びその両側の路端から側方へ50メートル以内の区域で道路から展望できる区域(ただし、自然公園区域を除く。)
【H6・554】

告 示

- 1 5 一般県道館山富浦線のうち、南房総市富浦町多田良字野房 1 1 9 3 番 3 0 から字田仲 1 0 8 8 番 1 地先までの区間の路面及びその両側の路端から側方へ 5 0 メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H 1 9 ・ 4 2 6】
- 1 6 南房総市道根本名倉線（南房総市白浜町根本字新割 1 4 6 2 番 1 から白浜字小浜 5 6 1 8 番 3 まで）の全区間の路面及びその両側の路端から側方へ 5 0 メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H 1 9 ・ 4 2 6】

千葉県屋外広告物条例第6条の3第1項の規定による 景観保全型広告整備地区の指定

【 】は告示の年及び告示番号

- 1 一般国道295号のうち成田市取香字笠野台270番1地先から成田市山ノ作字供養塚372番13地先までの区間の路面及びその両側の路端から側方へ50メートル以内の区域で道路から展望できる区域【H16・411】
- 2 昭和63年千葉県告示第844号に定める我孫子都市計画道路根戸新田布佐下線のうち、我孫子市呼塚新田字北道灌橋168番1地先から我孫子市都部字舟戸543番地先までの区間の路面及びその両側の路端から側方へ200メートル以内の区域（柏市の区域を除く。）【H17・325】
- 3 成田高速鉄道アクセス線のうち印旛郡印旛村松虫若萩トンネル先（印旛日本医大駅起点0.630キロメートル）から終点（同10.665キロメートル）までの区間及び成田空港高速鉄道線のうち起点から成田市取香取香トンネル手前（土屋起点6.339キロメートル）までの区間の鉄道敷並びにその区間の鉄道から展望できる500メートル以内の区域【H21・859】

千葉県屋外広告物条例第6条の3第2項の規定による 景観保全型広告整備地区における広告物等の表示 及び設置に関する基本方針

【 】は告示の年及び告示番号

1 1 景観保全型広告整備地区の名称

国道295号景観保全型広告整備地区

2 広告物等の表示及び設置に関する方針

一般国道295号は、東関東自動車道水戸線や一般国道51号と結ばれ、併設する新空港自動車道とともに、新東京国際空港（以下「成田空港」という。）へのアクセス道路として日本の表玄関の役割を担っている。

この沿道地区は、成田空港の暫定滑走路供用開始を契機に、広告物の集合化など空港利用者の利便性の向上が図られるとともに、良好な景観の形成が期待されている。

このようなことから、一般国道295号の沿道を景観保全型広告整備地区に指定し、以下の基本方針に基づく広告物等の表示や設置を目指すこととする。

（1）自然景観及び道路景観との調和を意識した広告物等の誘導

本地区は、豊かな自然景観が残され、景観に配慮した道路整備が行なわれていることから、これらの景観に配慮した広告物等の設置位置やデザイン面での誘導を図る。

（2）成田空港の利用者に配慮した広告物等の誘導

一般国道295号の利用者に対する広告物等の見やすさに配慮するとともに、成田空港を利用する外国人への案内広告の充実を図る。

3 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

区分			基準
共通基準			1 派手で際立った色彩とせず、周囲の景観との調和を図る。 2 広告物等の見やすさを損なわないものとする。 3 広告物等の照明は、動光又は点滅を伴わないものとし、照明を用いる場合は、道路照明の光源色との調和に努める。
個別基準	自己の住居、事業所などに設置する広告物等	建築物等に表示し、又は設置する広告物等	1 建築物等との調和を図り、自己の氏名、名称、商標を簡潔に表示する。 2 建築物等から独立する広告物等とのデザイン的な統一に努める。
		建築物等から独立した広告物等	1 自己の氏名、名称、商標を簡潔に表示する。 2 事業の内容を表示する広告物等の数は、最小限の個数とする。 3 建築物等に表示し、又は設置する広告物等とのデザイン的な統一に努める。 4 できる限り集合化に努める。
	道標・案内図板		1 自然景観の眺望を妨げない位置に設置し、道標のデザイン化や集合化に努める。 2 案内図板にあっては、多言語表記に努める。
	公共機関が設置する広告物等		民間の広告物等の模範となるよう積極的に周囲の景観との調和や集合化を図る。

【H16・412】

2 1 景観保全型広告整備地区の名称

「手賀沼ふれあいライン」景観保全型広告整備地区

2 広告物等の表示及び設置に関する方針

手賀沼北部の地域を東西につなぐ我孫子都市計画道路根戸新田布佐下線の一部の区間は、地域の住民から「手賀沼ふれあいライン」と呼ばれており、その沿道は、手賀沼周辺の景観に関心の高い市民団体からの提案を契機として、我孫子市景観条例に基づく特定地区に指定され、建築等の行為の規制及び誘導が図られている。

また、この地区は、手賀沼や斜面林などの自然景観、あるいは沿道の街並み景観と調和した広告物等のデザインなど、良好な景観の形成も期待されている。

このようなことから、「手賀沼ふれあいライン」及びその沿道地区を景観保全型広告整備地区に指定し、以下の基本方針に基づく広告物等の表示又は設置を目指すこととする。

1 手賀沼周辺の自然景観との調和

手賀沼は千葉県立印旛手賀自然公園に指定され、水と緑の融合した優れた風景地として親しまれ、その周辺は斜面林や田園が広がり、手賀沼と一体となった良好な自然景観を形成している。

この水と緑で構成される自然景観の眺望を損なわないよう、自然と調和した広告物等の誘導を図る。

2 景観に配慮したまちづくりの推進

手賀沼の周辺には、我孫子市役所、我孫子市生涯学習センター及び我孫子市手賀沼親水広場といった交流拠点や、志賀直哉や武者小路実篤ら文人の邸宅跡などがあり、周辺には閑静な住宅街が広がっている。また、「手賀沼ふれあいライン」の沿道は、多様な商業施設による賑わい空間も形成されている。

このような公共施設及び文化施設への利便性を考慮した適切な案内表示を行うとともに、快適な住環境にも配慮した広告物等、さらには、賑わい空間での節度ある広告物等へと誘導を図る。

3 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

区分			基準
共通基準			広告物等の位置、形状、色彩、意匠等の基準は以下のとおりとする。
	位置及び形状		1 手賀沼や斜面林などの自然景観への眺望を損なわないものとする。 2 建築物等から独立した広告物等は、歩行者に圧迫感を与えないよう努める。
	色彩		原則として、地色に彩度の高い色は用いないものとする。
	意匠		1 手賀沼周辺の自然景観との調和を図る。 2 表示内容は、原則として、商店名、施設名とし、かつ、分かりやすい表示となるよう努める。
	その他表示及び設置の方法		1 広告物等の照明は、自己の敷地外あるいは上空を照らさないものとし、また、動光又は点滅を伴わないものとする。 2 広告物等の裏面についても景観に配慮するよう努める。
個別基準	自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等	建築物等に表示し、又は設置する広告物等	1 屋上に設置する広告物等の個数はできる限り一個とする。 2 広告物等の表示内容は、建築物等とのデザインの統一を図るよう努める。
		建築物等から独立した広告物等	
	自己の住居、事業所又は作業場以外の場所に表示し、又は設置する広告物等	建築物等から独立した広告物等	1 できる限り集合化を図り、道路の交差点及び分岐点の周辺に設置するよう努める。 2 広告物等の照明は、光源色は白色系を用いるものとする。
案内図板			1 積極的に自然景観との調和を図るものとする。 2 案内機能を高めるため、統一的な形態及びデザインとし、また、適切な配置を行うものとする。

【H17・326】

3 1 景観保全型広告整備地区の名称

成田新高速鉄道景観保全型広告整備地区

2 広告物等の表示及び設置に関する方針

成田新高速鉄道は、成田空港と都心を結ぶアクセス鉄道の役割を担っている。

世界への玄関口とも言える沿線地域には、千葉県立印旛手賀自然公園や日本の原風景とも言える田園、里山の自然等の良好な景観が形成されており、広告物をより周辺景観と調和したものとするにより、沿線景観を適切に保全又は形成することが期待されている。

このようなことから、成田新高速鉄道及びその沿線地域を景観保全型広告整備地区に指定し、以下の基本方針に基づく広告物の表示又は設置を目指すこととする。

(1) 自然景観と調和した広告物等の誘導

鉄道沿線の印旛沼やその周辺に広がる田園等の豊かな自然景観を損なわないよう、自然と調和した広告物等の誘導を図る。

(2) 景観に配慮したまちづくりの推進

沿線には、閑静な住宅街である千葉ニュータウンや成田市土屋地区のような多様な商業施設による賑わい空間も形成されている。

このような市街地において、快適な住環境にも配慮した広告物等、さらには、賑わい空間での節度ある広告物等へと誘導を図る。

3 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

区 分			基 準
共通基準			1 積極的に自然景観との調和を図るものとする。 2 派手で際立った色彩とせず、周囲の景観との調和を図る。 3 広告物等の照明は、動光又は点滅を伴わないものとし、光源色は白色系を用いるものとする。
個別基準	自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等	建築物等に表示し、又は設置する広告物等	1 建築物等との調和を図り、自己の氏名、名称及び商標を簡潔に表示する。 2 建築物等から独立する広告物等とのデザイン的な統一を図るよう努める。 3 屋上に設置しないものとする（ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）を除く。）。
		建築物等から独立した広告物等	1 自己の氏名、名称及び商標を簡潔に表示する。 2 事業の内容を表示する広告物等の数は、最小限の個数とする。 3 建築物等に表示し、又は設置する広告物等とのデザイン的な統一に努める。 4 できる限り集合化に努める。 5 広告物を設置する高さは5m以内とする（ただし、市街化区域を除く。）。
	道標・案内図板		1 自然景観の眺望を妨げない位置に設置するよう努める。 2 案内機能を高めるため、デザイン的な統一に努める。また、適切な配置を行うものとする。

【H21・860】

屋 外 広 告 物 法

[参 考]

屋外広告物法（昭和24年6月3日法律第189号）

最終改正：令和4年6月17日法律第68号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 広告物等の制限（第3条―第6条）
- 第3章 監督（第7条・第8条）
- 第4章 屋外広告業
 - 第1節 屋外広告業の登録等（第9条―第11条）
 - 第2節 登録試験機関（第12条―第25条）
- 第5章 雑則（第26条―第29条）
- 第6章 罰則（第30条―第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

第2章 広告物等の制限

（広告物の表示等の禁止）

第3条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

- （1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- （2）文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第143条第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- （3）森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
- （4）道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして

当該都道府県が指定するもの

(5) 公園、緑地、古墳又は墓地

(6) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

(1) 橋りょう

(2) 街路樹及び路傍樹

(3) 銅像及び記念碑

(4) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）

第4条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

第5条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第3条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

（景観計画との関係）

第6条 景観法第8条第1項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第7条第1項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前3条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

第3章 監督

（違反に対する措置）

第7条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。
- 4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等を立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。
- （1）条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあっては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
- （2）管理されずに放置されていることが明らかなき。
- （除却した広告物等の保管、売却又は廃棄）
- 第8条 都道府県知事は、前条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- （1）前条第4項の規定により除却された広告物 2日以上で条例で定める期間
- （2）特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で条例で定める期間
- （3）前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間以上で条例で定める期間
- 4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。
- 5 第3項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 6 前条第2項及び第4項並びに第1項から第3項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第2項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。

- 7 第2項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第3項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

第4章 屋外広告業

第1節 屋外広告業の登録等

（屋外広告業の登録）

第9条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとするができる。

第10条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）登録の有効期間に関する事項
- （2）登録の要件に関する事項
- （3）業務主任者の選任に関する事項
- （4）登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
- （5）その他登録制度に関し必要な事項

2 前条の条例は、前項第1号から第4号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。

- （1）前項第1号に規定する登録の有効期間は、5年であること。
- （2）前項第2号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しない者

ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまで又はへのいずれかに該当するもの

ヘ 法人でその役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

ト 業務主任者を選任していない者

- （3）前項第3号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

- （4）前項第4号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該

当するときは、その登録を取消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第2号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなったとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第11条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第2節 登録試験機関

(登録)

第12条 第10条第2項第3号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第13条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第10条第2項第3号イの規定による登録を受けることができない。

(1) この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。

(2) 第25条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。

(3) その役員のうちに、第1号に該当する者があること。

(登録の基準)

第14条 国土交通大臣は、第12条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第10条第2項第3号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続きは、国土交通省令で定める。

(1) 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。

(2) 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。

ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。

ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

(3) 債務超過の状態にないこと。

(登録の公示等)

第15条 国土交通大臣は、第10条第2項第3号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第16条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

ない。

(試験委員の選任及び解任)

第17条 登録試験機関は、第14条第1号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務等)

第18条 登録試験機関の役員若しくは職員(前条の試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第19条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第20条 登録試験機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第33条において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間登録試験機関の事務所に備えて置かななければならない。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

(1) 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

(3) 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第21条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(適合命令)

第22条 国土交通大臣は、登録試験機関が第14条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第23条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第24条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第25条 国土交通大臣は、登録試験機関が第13条第1号又は第3号に該当するに至ったときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 第15条第2項、第16条、第17条、第20条第1項、第21条又は前条第1項の規定に違反したとき。

(2) 正当な理由がないのに第20条第2項各号の規定による請求を拒んだとき。

(3) 第19条第1項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

(4) 第19条第2項又は第22条の規定による命令に違反したとき。

(5) 不正な手段により第10条第2項第3号イの規定による登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前2項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第5章 雑則

(特別区の特例)

第26条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第27条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例等)

第28条 都道府県は、地方自治法第252条の17の2の規定によるもののほか、第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第7条第1項に規定する認定市町村である市町村又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に規定する都市再生整備計画に同条第2項第5号に掲げる事項を記載した市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

(適用上の注意)

第29条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第6章 罰則

第30条 第18条第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第31条 第25条第2項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

(2) 第23条第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 第24条第1項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第33条 第20条第1項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第2項各号の規定による請求を拒んだ者は、20万円以下の過料に処する。

第34条 第3条から第5条まで及び第7条第1項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

別表（第14条関係）

科目	試験委員
1 この法律、この法律に基づく条例その他関係法令に関する科目	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（以下「大学」という。）において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
2 広告物の形状、色彩及び意匠に関する科目	1 大学において美術若しくはデザインを担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
3 広告物及び掲出物件の設計及び施工に関する科目	1 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

附 則

- この法律は、公布の日から起算して90日を経過した日から施行する。
- 広告物取締法（明治44年法律第70号）は、廃止する。
- この法律施行前にした広告物取締法に違反する行為に対する罰則の適用に関しては、なお、従前の例による。

附 則 （昭和25年5月30日法律第214号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して3月を超えない期間内において、政令で定める。

（昭和25年政令第276号で昭和25年8月29日から施行）

(平成16法61・旧第113条・一部改正)

附 則 (昭和27年4月5日法律第71号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和29年5月29日法律第131号) 抄

- 1 この法律は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則 (昭和31年6月12日法律第148号)

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和31年法律第147号)の施行の日から施行する。
- 2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律(昭和31年法律第147号)附則第4項及び第9項から第15項までに定めるところによる。

附 則 (昭和37年9月15日法律第161号) 抄

- 1 この法律は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則 (昭和38年5月24日法律第92号)

この法律は、公布の日から起算して90日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和39年7月11日法律第169号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年6月15日法律第101号) 抄

この法律(第1条を除く。)は、新法の施行の日から施行する。

附 則 (昭和45年6月1日法律第109号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和48年9月17日法律第81号)

この法律は、公布の日から起算して90日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和50年7月1日法律第49号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して3箇月を経過した日から施行する。

附 則 （平成 4 年 6 月 2 6 日法律第 8 2 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（用途地域に関する経過措置）

第 2 条 この法律の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域について、建設大臣、都道府県知事又は市町村が第 1 条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第 2 章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定及びその告示は、この法律の施行の日から起算して 3 年以内にしなければならない。

第 3 条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して 3 年を経過する日（その日前に新都市計画法第 2 章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第 2 0 条第 1 項（同法第 2 2 条第 1 項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日。次条、附則第 5 条及び附則第 1 8 条において同じ。）までの間は、旧都市計画法第 8 条、第 9 条、第 1 2 条の 6 第 1 項並びに第 1 3 条第 1 項第 5 号及び第 9 号の規定は、なおその効力を有する。

（屋外広告物法等の一部改正に伴う経過措置）

第 1 8 条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して 3 年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

1 屋外広告物法

附 則 （平成 6 年 6 月 2 9 日法律第 4 9 号） 抄

（施行期日）

1 この法律中、第 1 章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 4 8 号）中地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 編第 1 2 章の改正規定の施行の日から、第 2 章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第 3 編第 3 章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 （平成 1 1 年 7 月 1 6 日法律第 8 7 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第 1 条中地方自治法第 2 5 0 条の次に 5 条、節名並びに 2 款及び款名を加える改正規定（同法第 2 5 0 条の 9 第 1 項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第 4 0 条中自然公園法附則第 9 項及び第 1 0 項の改正規定（同法附則第 1 0 項に係る部分に限る。）、第 2 4 4 条の規定（農業改良助長法第 1 4 条の 3 の改正規定に係る部分を除く。）並びに第 4 7 2 条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第 6 条、第 8 条及び第 1 7 条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第 7 条、第 1 0 条、第 1 2 条、第 5 9 条ただし書、第 6 0 条第 4 項及び第 5 項、第 7 3 条、第 7 7 条、第 1 5 7 条第 4 項から第 6 項まで、第 1 6 0 条、第 1 6 3 条、第 1 6 4 条並びに第 2 0 2 条の規定 公布の日（国等の事務）

第 1 5 9 条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第 1 6 1 条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地

方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第160条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第250条 新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第1に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成16年5月28日法律第61号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成16年6月18日法律第111号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、景観法(平成16年法律第110号)の施行の日から施行する。ただし、第1条中都市計画法第8条、第9条、第12条の5及び第13条の改正規定、第3条、第5条、第7条から第10条まで、第12条、第16条中都市緑地法第35条の改正規定、第17条、第18条、次条並びに附則第4条、第5条及び第7条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

(屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この法律の施行前に第4条の規定による改正前の屋外広告物法(以下「旧屋外広告物法」という。)第7条第1項の規定により命ぜられた措置については、第4条の規定による改正後の屋外広告物法(以下「新屋外広告物法」という。)第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧屋外広告物法第8条及び第9条の規定に基づく条例(以下この条において「旧条例」という。)を定めている都道府県(旧屋外広告物法第13条の規定によりその事務を処理する地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市を含む。)が、新屋外広告物法第9条の規定に基づく条例(以下この条において「新条例」という。)を定め、これを施行するまでの間は旧屋外広告物法第8条、第9条及び第14条(第9条第2項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例には、新条例の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者(新条例の施行の日の前日まで旧条例が適用される場合にあっては、新条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者)については、新条例の施行の日から6月以上で条例で定める期間(当該期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる旨を定めなければならない。この場合においては、併せて、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする旨を定めなければならない。

4 新条例には、新条例の施行の際現に旧屋外広告物法第9条第1項に規定する講習会修了者等である者について、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならない。

5 この法律の施行前に国土交通大臣が定める試験に合格した者は、新屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者と見なす。

第4条 この法律の施行の際現に旧都市計画法第8条第1項第6号の規定により定められている美観地区(附則第2条第1項前段に規定する美観地区を除く。)についての第5条の規定による改正後の屋外広告物法第3条第1項第1号の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成16年6月18日法律第112号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成17年7月15日法律第83号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第2条 次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

1～4 略

5 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）別表

附 則 （平成17年7月26日法律第87号） 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 （平成20年5月23日法律第40号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成23年6月3日法律第61号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成29年5月12日法律第26号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第25条の規定 公布の日

2 第1条中都市緑地法第4条、第34条、第35条及び第37条の改正規定、第2条中都市公園法第3条第2項の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定、第4条中生産緑地法第3条に1項を加える改正規定、同法第8条に1項を加える改正規定、同法第10条の改正規定、同条の次に5条を加える改正規定及び同法第11条の改正規定並びに第5条及び第6条の規定並びに次条第1項及び第2項並びに附則第3条第2項、第6条、第7条、第10条、第13条、第14条、第18条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第31条第5項第1号の改正規定に限る。）、第19条、第20条、第22条及び第23条（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第15条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（罰則に関する経過措置）

第4条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第5条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、第1条、第2条及び第4条から第6条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第25条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成30年5月30日法律第33号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次

の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1～3 略

4 第3条中特許法第107条第3項の改正規定、第109条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に1条を加える改正規定、第112条第1項及び第6項の改正規定、第195条第6項の改正規定並びに第195条の2の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に1条を加える改正規定並びに第6条及び第7条の規定並びに附則第11条、第15条、第23条及び第25条から第32条までの規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （令和2年6月10日法律第43号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和4年6月17日法律第68号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第509条の規定 公布の日

千葉県屋外広告物条例 様式集

別 記

第一号様式（第三条第一項）

屋外広告物等表示（設置）許可申請書

年 月 日

千葉県知事

様

申請者 住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

次のとおり屋外広告物等を表示（設置）したいので、許可されるよう千葉県屋外広告物条例
〔 第6条第1項
第6条の2第3項 〕 の規定により申請します。
第8条第2項

1 工事施行者及び広告意匠設計者の住所氏名

登録番号 千葉県屋外広告業登録第 号

工 事 施 行 者 住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

広告意匠設計者 住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

2 屋外広告物等の管理者の住所氏名（定まっている場合に記入すること。）

住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

資 格

3 表示又は設置の場所

4 表示又は設置の期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 数 量

6 付近見取図

別紙1のとおり

7 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面

別紙2のとおり

8 意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す図面

別紙3のとおり

9 他の所有者又は管理者の同意書等（同意等を要する場合のみ添付のこと。）

別紙4のとおり

10 他の法令に基づく許可書、確認書等（許可、確認等を要する場合のみ添付のこと。）

別紙5のとおり

11 既設の広告物等の形状及び表示面積並びに申請に係る広告物等と既設の広告物等との位置関係を明らかにした図面（申請に係る広告物等と既設の広告物等が、自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等の場合に限る。）

別紙6のとおり

12 工事完成予定期日

年 月 日

第二号様式（第三条第二項）

屋外広告物等表示（設置）許可書

千葉県指令第 号

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

年 月 日付けで申請のあつた屋外広告物等を表示（設置）する
ことについては、千葉県屋外広告物条例〔 第6条第1項
第6条の2第3項 〕の規定により許
可する。ただし、次の条件をつける。

年 月 日

千葉県知事 印

許可条件

1 許可の有効期間

年 月 日から

年 月 日まで

2 広告物等の表示（設置）の場所は、申請書記載のとおりとする。

3 許可の有効期間満了後許可を更新しない広告物等は、直ちに撤去すること。

4 広告物等に許可証をちょう付すること。

第三号様式（第三条第二項及び第十一条第二項）

屋外広告物等 $\left[\begin{array}{l} \text{表示（設置）} \\ \text{変更（改造）} \end{array} \right]$ 不許可通知書

千葉県指令第 号

住 所
氏 名
 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる事務所の所} \\ \text{在地及び名称並びに代表者の氏名} \end{array} \right]$

年 月 日付けで申請のあつた屋外広告物等を $\left[\begin{array}{l} \text{表示（設置）} \\ \text{変更（改造）} \end{array} \right]$ することは、下記
の理由により許可しないので、千葉県屋外広告物条例 $\left[\begin{array}{l} \text{第6条第4項} \\ \text{第10条第3項において準用する同条例} \end{array} \right]$
第6条第4項 $\left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{第6条第4項} \\ \text{第10条第3項において準用する同条例} \end{array}} \right]$ の規定により通知します。

年 月 日

千葉県知事 印

記

理 由

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第四号様式（第九条）

屋外広告物等表示（設置）許可更新申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり屋外広告物等の表示（設置）の許可を更新したいので、千葉県屋外広告物条例第9条第3項の規定により申請します。

1 表示又は設置の場所

2 表示又は設置の期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 広告物等の天然色写真

別紙1のとおり

4 他の所有者又は管理者の同意書等（同意等を要する場合のみ添付のこと。）

別紙2のとおり

5 他の法令に基づく許可書、確認書等（許可、確認等を要する場合のみ添付のこと。）

別紙3のとおり

第四号様式の二（第九条第三号）

安 全 点 検 報 告 書

1 対象となる広告物等

広 告 物 の 種 類				
表 示 又 は 設 置 の場所				
表 示 又 は 設 置 年月日	年 月 日			
現在受けている 許可の年月日及び その番号	許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号

2 点検項目等

点 検 内 容	補修を要する 不良な箇所	補 修 の 概 要	
		補 修 年 月 日	補 修 の 内 容
(1) 取付（支持）部 の変形・腐食	有 無	年 月 日	
(2) 主要部材の変 形・腐食	有 無	年 月 日	
(3) ボルト、ビス等 のさびの状況	有 無	年 月 日	
(4) 表示面の汚染・ 退色・剥離	有 無	年 月 日	
(5) 表 示 面 の 破 損	有 無	年 月 日	
(6) その他特に点検 した箇所	有 無	年 月 日	

点検年月日 年 月 日

点検実施者 住 所
 氏 名
 [法人にあつては、主たる事務所の所
 在地及び名称並びに代表者の氏名]
 資 格

屋外広告物等変更（改造）許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

次のとおり屋外広告物等を変更（改造）したいので、許可されるよう千葉県屋外広告物条例
第10条第1項の規定により申請します。

- 1 工事施行者及び広告意匠設計者の住所氏名
登録番号 千葉県屋外広告業登録番号 号
工事施行者 住所
氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
広告意匠設計者 住所
氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
- 2 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面
別紙1のとおり
- 3 意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す図面
別紙2のとおり
- 4 工事完成予定期日
年 月 日
- 5 その他

第六号様式（第十一条第二項）

屋外広告物等変更（改造）許可書

千葉県指令第 号

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

年 月 日付けで申請のあつた屋外広告物等を変更（改造）することは、千葉県屋外広告物条例第 10 条第 1 項の規定により許可する。ただし、次の条件をつける。

年 月 日

千葉県知事



許可条件

1 許可の有効期間

年 月 日から

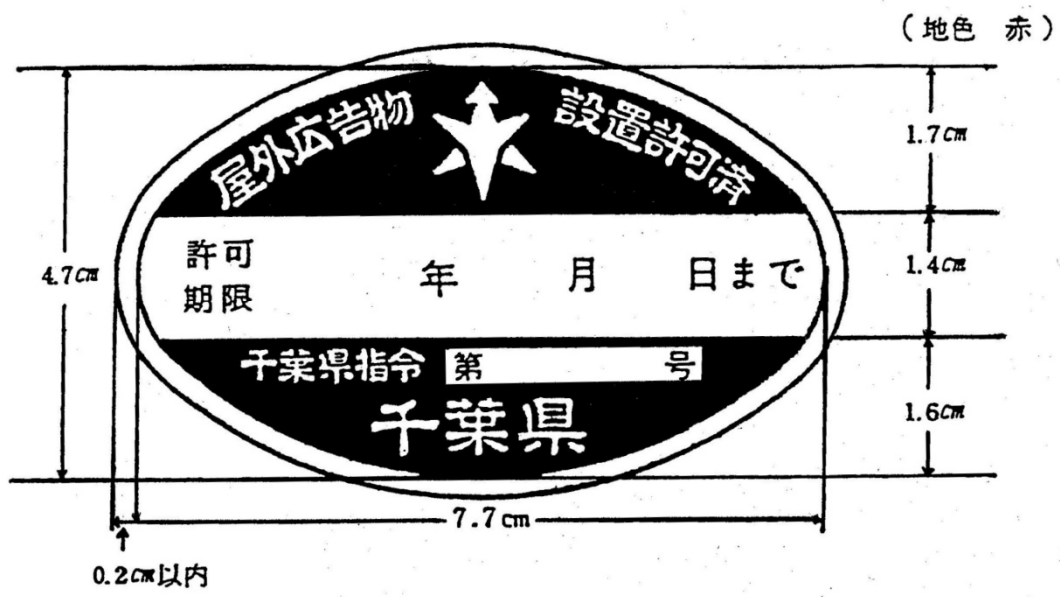
年 月 日まで

2 広告物等の変更（改造）の内容は、申請書記載のとおりとする。

3 許可の有効期間満了後許可を更新しない広告物等は、直ちに撤去すること。

4 広告物等に許可証をちょう付すること。

第七号様式（第十三条第一項）



第八号様式（第十三条第二項）



第九号様式（第十六条第一項）

屋外広告物等除却届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

年 月 日付け千葉県指令第 号で設置（表示）を許可された広告物等は、下記の理由により 年 月 日をもつて除却しましたので千葉県屋外広告物条例第13条第2項の規定により届け出ます。

記

理 由

第九号様式の二 (第十六条第二項)

[illegible]

第九号様式の三（第十六条第三項）

受領書		
年 月 日		
千葉県知事様		
返還を受けた者		
住 所		
氏 名		
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地 所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕		
下記のとおり広告物等（若しくは現金）の返還を受けました。		
返 還 を 受 け た 日 時		
返 還 を 受 け た 場 所		
返 還 を 受 け た 広 告 物 等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	数 量	
(返 還 を 受 け た 金 額)		

第十号様式（第十六条第四項）
(表)

職 氏名	身分証明書	第 年 月 日 交付 号	この証明書を携帯する者は、千葉県屋外広告物条例第15条第1項に規定する立入検査を行う職員である。	千葉県知事 印

←

6.5cm

→

↑

9.0cm

↓

(裏)

千葉県屋外広告物条例（抄）

（立入検査等）

第十五条 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十一号様式（第十六条第五項）

屋外広告物等管理者（表示者・設置者）設置（変更・廃止）届

年 月 日

千葉県知事

様

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

年 月 日付け千葉県指令第 号で許可された広告物等について、下記
のとおり〔 管理者を設置（変更・廃止）した
表示（設置）者に変更があつた
表示（設置）者の氏名又は住所に変更があつた 〕ので、千葉県屋外広告物条例第17

条〔 第1項
第2項
第3項 〕の規定により届け出ます。

記

1 管理者の設置（廃止）の場合

住所
氏名

2 管理者の設置（変更・廃止）の場合

住所

（1）新管理者

氏名

住所

（2）旧管理者

氏名

3 表示（設置）者の変更の場合

住所

（1）新表示（設置）者

氏名

住所

（2）旧表示（設置）者

氏名

4 表示者（設置者・管理者）の氏名又は住所の変更の場合

（1）変更前の住所氏名

住所

氏名

（2）変更後の住所氏名

住所

氏名

備考 管理者、表示者又は設置者が法人である場合は、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。

第十二号様式（第十六条第六項）

屋外広告物等滅失届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

年 月 日付け千葉県指令第 号で許可された屋外広告物等は、
年 月 日滅失しましたので千葉県屋外広告物条例第 17 条第 4 項の規定により届け出ます。

第十三号様式（第十九条）

（表）

				年 月 日	
千葉県知事				様	
				住所	
				氏名	
				〔 法人にあつては、主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名 〕	
屋外広告業登録申請書					
屋外広告業者の登録を受けたいので、千葉県屋外広告物条例第17条の2第1項又は第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。					
登録の種類	新規 更新	※登録番号	千葉県屋外広告業登録第 号		
		※登録年月日	年 月 日		
(ふ り が な) 氏 名 及 び 生 年 月 日 〔 法人にあつては名称、 代表者の氏名及び生 年月日 〕		生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人			
住 所		郵便番号 (-) 電話番号			
千葉県の区域内に おいて営業を行う 営業所の名称及び 所在地	営業所の名称	営業所の所在地(郵便番号)		電話番号	
業務主任者の氏名 及び所属する営業 所の名称	所属営業所名	氏 名		摘 要	

(裏)

法人である場合の役員の職氏名	職		(ふりがな) 氏 名	
未成年者である場合の法定代理人の氏名 (法定代理人が法人である場合にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	(ふりがな) 氏 名		生年月日 年 月 日	
	住 所		郵便番号 (—)	
			電話番号	
法定代理人が法人である場合のその役員の職氏名	職		(ふりがな) 氏 名	
他の地方公共団体における登録番号	登録を受けた 地方公共団体名	登録年月日	登録番号	

- (注) 1 ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
- 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、いずれか該当するものに丸印を付すこと。
- 3 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

第十四号様式（第二十条第一項第三号）

登録申請者

法人の役員

本 人

法定代理人

法定代理人（法人）の役員

の略歴書

現住所		郵便番号 (-)		
		電話番号		
(ふりがな) 商号、名称又は氏名			生年 月日	
略 歴	期 間 自 年 月 日 至 年 月 日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名				

注 「法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人（法人）の役員」については該当するものに丸印を付すこと。

第十五号様式（第二十条第三項）

誓 約 書

登録申請者、その役員並びに法定代理人及びその役員は、千葉県屋外広告物条例第17条の5第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

千葉県知事 様

第十六号様式（第二十一条）

（甲）

屋外広告業者登録簿			
登 録 番 号	千葉県屋外広告業登録第 号		
	当初登録年月日	年 月 日	
	有効期間満了年月日	年 月 日	
	最終の登録年月日	年 月 日	
（ふりがな） 氏 名 （法人にあつては名称、代表者の氏名）			
法人・個人の別	1 法人 2 個人		
住 所 及 び 電 話 番 号	郵便番号（ ） 電話番号		
（ふりがな） 法人の役員の職 氏 名	職	氏 名	
未成年である場合の法定代理人の氏名（法定代理人が法人である場合にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	郵便番号（ ） 電話番号		
法定代理人が法人である場合のその役員の職氏名	職	氏 名	
千葉県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地（郵便番号）	電話番号
業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称	所属営業所名	氏 名（ふりがな）	摘 要

(乙)

登録事項の変更内容一覧

登 録 番 号 : 千葉県屋外広告業登録第 号
氏名 (法人にあつては名称) :

変更年月日	変更事項	変更前	変更後

第十七号様式（第二十二条第一項）

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

屋外広告業登録事項変更届出書

千葉県屋外広告物条例第17条の6第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	千葉県屋外広告業登録第 号		
登録年月日	年 月 日		
(ふ り が な) 氏 名 及 び 生 年 月 日 〔 法人にあつては名称、 代表者の氏名及び生 年月日 〕	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法 人 2 個 人		
住 所	郵便番号 (-) 電話番号		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

注 「法人・個人の別」については、いずれか該当するものに丸印を付すこと。

第十八号様式（第二十三条）

屋外広告業者登録簿謄本交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

電話番号

千葉県屋外広告物条例第 17 条の 7 第 2 項の規定により屋外広告業者登録簿の謄本の
交付を次のとおり請求します。

謄本の交付を受け ようとする屋外広 告業者登録簿	氏名又は名称	
	住所	
	登録番号	千葉県屋外広告業登録第 号
謄本の使用目的		
謄本の請求の通数		
※受付年月日	※収入証紙貼付欄（消印してはならない。）	
※交付年月日		

注 ※印のある欄は、記載しないこと。

第十九号様式（第二十四条）

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

〔 法人にあつて、は主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

屋外広告業廃業等届出書

千葉県屋外広告物条例第 17 条の 8 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	千葉県屋外広告業登録第 号
登録年月日	年 月 日
(ふ り が な) 氏 名 〔 法人にあつては名称 及び代表者の氏名 〕	法人・個人の別 1 法 人 2 個 人
住 所	郵便番号 (ー) 電話番号
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定による解散 4 解散 (2 又は 3 に該当する場合を除く。) 5 廃止
届出理由の生じた日	
屋外広告業者と 届出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

注 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、該当するものに丸印を付すこと。

※受付番号 ※

屋外広告物講習会受講申込書

年 月 日

千葉県知事 様

写真欄

この欄に貼ってください。

写真は6箇月以内に撮影した無帽子正面上半身のもので縦5センチメートル・横4センチメートルのもの

氏 名

千葉県屋外広告物条例第17条の10第1項の規定による講習会を受講したいので下記のとおり申し込みます。

記

(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日	
本籍地	都・道 府・県	電話番号		
現住所				
勤務先	名称			
	代表者名		電話番号	
	所在地			
講習科目の一部免除者の資格 (資格をお持ちの方のみ記入)	1 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者 2 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者 3 電気事業法第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者 4 職業能力開発促進法に基づき、帆布製品製造の職種又は課程について職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定試験に合格した者又は職業訓練を修了した者			

注 1 ※欄は記入しないこと。
2 「講習科目の一部免除者の資格」については、該当するものに丸印を付すこと。

屋外広告物講習会修了証書

本籍地

現住所

氏 名

年 月 日生

千葉県屋外広告物条例第17条の10第1項に規定する講習会の修了者であることを証する。

年 月 日

千葉県知事



第二十二号様式（第二十七条第一項）

業 務 主 任 者 資 格 認 定 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

写真

この欄に貼ってください。

○写真は申請前6箇月以内に撮影した無帽子正面上半身のもので縦5センチメートル・横4センチメートルのもの

住 所
氏 名

次のとおり業務主任者の資格の認定をされたく、千葉県屋外広告物条例第17条の11第1項第5号の規定により、関係書類を添えて申請します。

(ふりがな) 申請者氏名		生年月日	年 月 日生
本籍地			
現住所			
勤務先の名称及び 代表者名並びに所 在地	氏 名		(ふりがな) 代表者名
	所在地		
資格事項等			
実務の経験年数			
最終学歴		卒業年月	年 月

認定番号 第 号

業務主任者資格認定証

本籍地

現住所

氏 名

年 月 日生

千葉県屋外広告物条例第17条の11第1項第5号の規定による認定者であることを証する。

年 月 日

千葉県知事 印

第二十四号様式（第二十八条第二項）

← 40cm 以上 →	
屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代 表 者 の 氏 名	
登 録 番 号	千葉県屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営 業 所 名	
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名	

↑ 35cm 以上 ↓

第二十五号様式（第二十九条第二項）

注文者の氏名又は名称				
注文者の住所	電話番号			
広告物等の表示又は設置の場所				
表示し、又は設置した広告物等	名称 又は 種類		数量	
広告物等の表示又は設置の年月日	年 月 日			
請負金額				

第二十六号様式（第三十一条）

(表)

第 年 月 日 交付 号	
身分証明書	
職 氏名	千葉県知事 国
この証明書を携帯する者は、千葉県屋外広告物条例第17条の17第1項に規定する立入検査を行う職員である。	
9.0cm	
6.5cm	

(裏)

千葉県屋外広告物条例（抄）

（報告及び検査）

第十七条の十七 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、県の区域内において屋外広告業を営む者に対して、その営業につき、必要な報告をさせ、又は当該職員をして営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

千葉県屋外広告物条例及び施行規則

令和 5 年 4 月

千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課

(住所) 〒260-8667
千葉市中央区市場町 1-1
(電話) 043-223-3279 (景観づくり推進班)
(FAX) 043-222-6447
(E-mail) keikan2@mz.pref.chiba.lg.jp